(1) 出撃支援火力に密接なる協調を確保すること、卽ち敵の後方よりする支援火力竝に後方部隊の增加に依る我が逆襲阻止に對する敵の行動に對しては、我が支援火力の發揚に遺憾なからしむることが特に緊要である。

(2) 逆襲の進出距離は、狀況特に地形等に依り一定し難きも、爾後再び陣地に復歸すべきことを考慮して決定すること。而して復歸の時機及動作は、敵情特に逆襲の成果、時刻等に依り異なるも、企圖の秘匿及損害減少に著意し且敵に恢復攻撃の機會を與へざる如くに離脫するを要する。

三、戰鬪數日に亙る場合の處置

戰鬪數日に亙る場合に於ては、敵に我が配備を察知せらるゝこと多きを以て、巧に配備を變更し損害を避くると共に敵の意表に出づるの著意を特に緊要とする所である。

卽ち晝間と夜間とで配備を變更することは勿論であるが、晝間の配備に於ても連日同一ならしむることなく適宜變更し、以て積極潑剌たる戰鬪を實施し得なければならない。

之が爲特に著意すべき事項を擧ぐれば次の如くである。

(1) 陣地の占領に方つては、各種の狀況を判斷し之に基き豫め配備變更に關する準備を爲し置くこと、而して此の際特に各種狀況に基く夜間配備と晝間配備との相互關係を考慮すること。

(2) 配備の變更は、自己の任務を基礎とし大隊長の意圖に基き全般の關係を顧慮して行ひ、大隊防禦に缺陷を生ぜざらしむることが緊要である、從つて特に命ぜられたる場合の外は中隊の占領區域の範圍內に於て行ふべきものである

(3) 配備變更の爲には豫め準備しある夜間配備の陣地を利用するの著意も亦必要である。

配備變更の一例

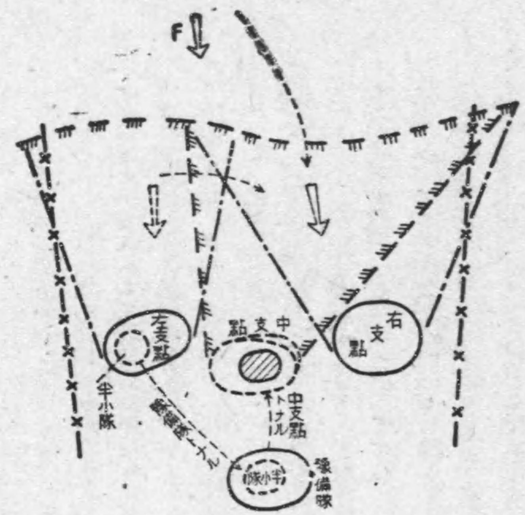

狀況說明

一、左支點方面に敵の主攻を豫想し配備せるも敵は兵力の增加に依り逐次其の重點を右支點正面に變換し力攻中なり

二、中隊長は敵情竝に自己の任務及全般の關係に鑑み左の如く配備の一部を變更す

1 豫備隊をして豫め夜間の爲準備しありし陣地を利用し中支點として新に陣地を占領せしむ

2 左支點の兵力を削減し其の半小隊を以て新に豫備隊と爲す

3 射撃區域の變更は複雜にして射撃指揮の混亂を來す虞あるを以て之を避け中支點を右支點に重疊せしめたり

備考

夜間配備の爲の陣地

第二百六(272)

新　敵兵中隊陣地ノ一部ニ侵入セバ猛烈ナル射撃ト果敢ナル突撃トニ依リ**勉メテ其ノ側背ニ向ヒ**逆襲ヲ敢行シ敵ヲ撃滅スベシ

草　敵兵……果敢ナル突撃トニ依リ逆襲ヲ断行シ敵ヲ撃滅スヘシ

說明　本條は、陣内逆襲に關し記述せられたものであつて、新操典に於ては敵兵中隊陣地の一部に侵入せる場合の逆襲は**勉めて敵の側背に向つて實施するの趣旨**を明示せらる。

此の場合の逆襲は、通常豫備隊を以て實施することになるであらう。而して逆襲は、敵の側背に向つて實施することが出來たならば、其の兵力の大小に拘らず特に敵の精神上に及す效果が大であつて、之が爲敵の攻撃を撃退若くは頓挫せしむることが出來るのである。

中隊陣地は、相當の縱深を持つて居るのであるから、豫め逆襲計畫を準備しあれば、侵入せる敵に對し其の側背に向ふことは決して難事ではない。從つて新操典に於ては**勉めて側背逆襲を實施する如く**强調せらるゝに至つたのである。尙陣内逆襲の實施要領に關し左に述べて見よう。

㈠　中隊長は地形及我が配備等に鑑み逆襲に關する計畫を定め、必要なる事項を夫々豫め準備せしむ。

㈡　逆襲を實施するには豫備隊を豫め準備しある逆襲發起の位置に就かしめ、其の火力及豫め準備しある他部よりの火力等を侵入せる敵に集中し、敵の側背に向つて果敢なる突撃を敢行する。此の際關係軍火器との連繫を保持することが特に緊要である。

㈢　逆襲成功せば、秩序を整へ舊陣地に復歸し、要すれば第一線を補塡し且速かに火力組織を恢復し、敵の恢復**攻撃に備へなければならぬ。**

第三章　夜間戰鬪

第一節　攻　撃

夜間攻撃は、**皇軍の傳統たる獨特の戰法**であつて、現戰役に鑑みるも我が軍は夜戰に依つて世界に比類を見ない戰果を擧げてゐるのである。而して火器、飛行機、戰車等の發達は、益〻夜戰の價値を高めつゝあるのである。從つて新操典は、**夜間を以て戰鬪實行の好期となし夜戰を盛に推奨し晝間攻撃と同樣なる訓練の精到を期し**、玆に從來の面目を一新し其の攻撃要領に大なる修正增補を加へられるに至つたのである。

從來動もすれば夜間は軍隊の協同動作及指揮統一困難で錯誤を生じ易く、攻撃實行至難なりとする觀念なきにしもあらずであつたが、斯樣な消極的な考は須らく一掃されなければならない。

新操典は第五百三十八に

夜間攻撃ハ寡ヲ以テ克ク衆ニ勝チ歩兵ノ本領ヲ顯著ニ發揮シ得ルモノナリ

と新に增補し**夜戰に對する吾人の觀念**を新にされたのである。又同條の末尾に

大隊長ハ進ンデ夜間攻撃ヲ企圖シ積極的ニ實現ヲ圖ルノ概アルヲ要ス

と增補せられ、夜戰に對する**大隊長の覺悟**を明確にされたのであるが、此の覺悟は決して大隊長のみに限るものでない、中隊長も小隊長も皆此の覺悟でなければならぬのである。從つて吾人は夜戰に對しては常に積極的に其の利とする企圖の祕匿、損害の減少、且白兵偉力の發揮等により「**寡を以て衆を撃つ**」の態度に出でなければならない。蓋し在來の戰史は實に實施部隊の積極的企圖に基き實施せる攻撃は必ず成功することを證してゐるのである。

左に新操典に於て特に改正增補せられた點を摘記して見よう。

一、記述を**夜間攻撃の經過**（即ち攻撃準備、接敵、突撃準備、突撃、所命目標奪取後の動作等の順序）に從ひ條項を整理し、以て理解を容易ならしめらる。

二、**夜間攻撃の要訣**を冒頭に掲ぐると共に、特に**精神的要素の重要性**を強調し之に關する所要の事項を增補せらる。（二〇七）

三、事變の教訓と戰場の實相とに鑑み、中隊長は最初から中隊の一部を分割することなく**通常中隊の全力を挙げて所命の目標に突撃するの主義**を採用せらる。（二一七第一項）

四、**火點奪取の要領**に關し新に增補せらる。（二一七ノ第三項）

五、夜間の行動に關しては、事變の教訓と近代戰の要求とに鑑み、草案に採用せられて居つた所謂敢爲前進を廢止し**靜肅前進主義に徹底**せらる。（二一三）

六、夜間攻撃に於て**中隊を第一線と豫備隊とに區分**するの草案の趣旨は、其の用途極めて稀なるを以て、新操典より削除せらる。

七、夜間攻撃に於ける**突撃準備に關し一層綿密的確に記述**し所要の增補を行はる。（二一五）

八、草案に在りては、突入前敵に發見せられたる場合は遲疑することなく突撃を斷行すること及敵の照明、射撃等を受くるも停止することなく一意神速果敢なる前進を强行すべしと限定してあつたが、新操典に於ては**狀況に依つて決定するの趣旨**に改正せられ、此の場合の**行動に彈力性**を附與せらる。（二一七の第二項）

第二百七

新　夜間攻撃ハ特ニ周到ナル準備ヲ整ヘ中隊長以下必勝ヲ確信シテ之ヲ敢行スルヲ要ス

精練ニシテ特ニ攻撃精神充溢シ團結鞏固ナル中隊ハ夜間能ク有ユル困難ヲ克服シ攻撃ノ成功ヲ期シ得ルモノナリ

說明　本條は**夜間攻撃の要訣**を冒頭に明示せられたものである。夜間攻撃の要訣には有形上の要素と無形上の要素とがある。有形上の要素とは卽ち**周到なる準備**であり、無形上の要素とは卽ち**必勝の確信**である。此の**有形無形の兩要素が一體となり敢行**さるる所に夜戰の成功が生れて來るのであつて、本條は此の趣旨を明確にせられて居るのである。而して**必勝の確信の因つて來る根元**は何かと云へば、卽ち精到なる夜間訓練に依つて得らるる**攻撃精神の充溢と鞏固なる團結**とにあるのである。此の充溢せる攻撃精神と鞏固なる團結とに依り必勝の確信が生れ、夜間に於ける有ゆる困難を克服し攻撃の成功を期することが出來るのであつて、新操典は**特に此の精神的要素**を重視し、本條第二項を增補せらるゝに至つたのである。

一、周到なる攻撃準備に就て

夜間は暗黑の爲目視が出來ない、之が原因となつて部隊は有形無形上に於て其の行動に制限を受くること極めて大なるものがある。例へば

(1)　**軍隊の協同動作及指揮の統一極めて困難である**

(2)　**目標の確認及方向の維持極めて困難である**

(3)　**指揮官の監視及ばず個人としても又團隊としても人間の弱點を遺憾なく暴露し易い**

此等の各種の原因が相關連して、動もすれば**錯誤、混亂**を生じ易いのである。而も一度發生した錯誤、混亂は、之を恢復することは極めて困難であつて、多くの場合收集し得ざるに至るものである。故に攻者としては斯る夜間の特性を十分に認識して、豫め此の錯誤、混亂等の防遏に勉めなければならぬ。而して**防遏の最良手段は實に攻撃準備の周到完全を期するにあることを確信するものである。**

周到なる準備は、何れの攻撃に於ても必要とする所であるが、夜間に於ては「**特に**」其の必要を重視するものである

つて、操典が「特ニ」の字句を冠したる所以も亦全く玆に存するのである。

二、精神的要素の價値に就て

夜間の攻撃には幾多の困難を伴ふことは、前述の通であつて、之を無視して成功を期することは出來ないのは勿論であるが、夜間には又幾多の利益があるのである。其の利益に關し「作要二」の第百四十六」に次の如く教へて居る。

> 夜間ハ……企圖ヲ祕匿シ損害ヲ避ケ飛行機、戰車ヨリ受クル各種ノ妨害ヲ減ジ又彈藥ヲ缺クモ戰鬪力ヲ發揮シ得ルノ利ヲ有スト而シテ精銳ニシテ夜間ノ行動ニ習熟セル軍隊ハ能ク其ノ害ヲ除キテ利ヲ收メ特ニ寡兵ヲ以テ衆敵ニ對シ攻撃ノ奏功ヲ期シ得ルモノナリ

夜間の勝敗は單に裝備の優劣、兵力の大小等に依つて論ずることは出來ない。

夜間の害を除きて其の利を收め寡兵を以て攻撃の奏功を期し得るは、實に**精練にして夜間の行動に慣熟せるもの**にあることは、戰史の明かに證明して居る所であつて、「作要」の教へて居る通りなのである。故に幹部たると兵たるとを問はず、夜間各種の狀況、地形の下に精到なる訓練を重ね、夜間の特性を徹底的に體驗せしめ、以て攻撃精神の充溢と團結の鞏固とを求め、如何なる突發事項又は如何なる難局に際會するも、**毅然として勝利を確信して、斷乎勇往邁進するの軍隊を練成しなければならぬ。**此の精神的要素の充實した軍隊に於て始めて夜戰の勝利を獲得し得るのである。唯命令なるが故に夜間攻撃に從ふと云ふが如き消極的軍隊にありては、豫期せざる狀況に遭遇するとか或は敵の阻止する所となれば、直ちに攻撃に蹉跌を來し、潰亂に陷ることは必定である。何故かと言へば、晝間では常に上官の監視下にあるを以て攻撃進捗しないときは激勵の途もあらうし又援助の手段も講じ得るのであるが、夜間に於ては隣接部隊の協同動作や上級指揮官の適時適切なる援助等は到底望み得ないのであり、**攻撃部隊其れ自體の力其のものが最後の決を與ふる**のであるから、必勝の確信のない攻撃部隊には夜間に於ては全く勝てる見込はないのである。

日露戰爭に於ても夜間攻撃の妙諦を體得せる將軍は、克く此の間の消息を道破して陰に陽に實施部隊の精神的意氣を知ることを務めて居る。弓張岑附近の第二師團の夜間攻撃に於ても軍は再三師團の意見を求め、師團が積極的に夜襲決行の意氣あるを認めた結果實行したのである。

弓張岑の攻撃で「當時第一線部隊は志氣旺盛にして將校以下一兵卒に至る迄悉く夜襲の成功を確信し云々」又「聯隊の志氣は今將に天を衝かんとす」と云ふ樣な記錄があるが、此の夜襲の成功も、斯くあればこそと頷かれるのである。

夜襲成功の鍵は第一線の隊長に握られて居るのであつて、第一線隊長に夜襲の堅き決心と勇氣とが缺けて居つたならば、縱ひ命令を以て夜襲を强ひても、それは決して成功するものではない。從つて特に大、中、小隊長の如き最前線にある指揮官は、無謀なる猪突は固より戒めなければならぬが、**如何なる狀況の下に於ても夜襲決行の積極的氣魄に燃え立つことが緊要である。**

夜戰に於ける第一線隊長の責務が如何に重且大なるものであるかを左に其の實例を紹介して明かにしよう。

奉天會戰後追擊中の事であるが、第〇師團は蘇牙屯東方の攻撃に於て多大の損害を受け晝間攻撃は困難に陷つたのである。そこで師團長は第一線隊長の希望を容れて夜間攻撃に決定したのである。其の後左翼旅團長より敵兵頻りに增加し恢復攻撃を企圖するらしいと云ふこと及旅團長の意圖は明拂曉より攻撃を再興するにあることを知つた。是に於て師團長は靠山屯西北高地に幕僚を集め夜間攻撃斷行の可否に就て意見を求められた。所が敵は全般的に退却の途中である、若し第一線に兵力を增加するならば寧ろ我の望む所である、若し攻撃を中止して敵を

逸するが如きことあらば後世史家の物笑ひになると言ふので、幕僚一致の意見は夜間攻撃斷行案であつた。然るに師團長は「能く判つたが併し其の命令下達は暫く待て」と言つて山を降りられたのであるが、行くこと數丁にして幕僚の氣分の沈靜するを待つて師團長は徐ろに次の如く語られたのである。

山上に於ける君方の議論は近頃痛快であつた。而も其の說く所悉く條理に叶ひ理論としては正に斯くあるべきであらう。併しながら殘念なことには第一線隊長に夜襲の堅き決心と勇氣とが缺けてゐるのだ。斯る場合に、唯命令を以て夜襲を强ひてもそれは決して成功を齎す所以でない。夜襲奏功の要訣は幾らもあるであらうが、第一線の各隊長が夜襲の必要を眞に自覺することが第一であらねばならぬ、つまり夜襲成功の鍵は第一線隊長に握られて居ると云ふことを我々は常に記憶して居らねばならぬ、如何に吾々が完全なる開函を焦燥しても一旦切り放たれたる部隊は夜中監視なき所では何とも仕樣なきものである。鍵手の人格一つで錠前を捻切り全然開函を不可能ならしむることも出來やうし、又殊更に鍵の使用をまごつかせて遂に開函の好機を逸せしむることも出來よう。而も其の不成功の理由の如きは後に至つて何んとでもつくものである。其れ故自分は山上で第一線隊長の報告を聽いたとき逸早く彼に夜襲の意志なきことを覺り、殘念ながら前決心を飜して今夜の夜襲を思ひ止つたのである。

貴重なる體驗に基く實に千金の價のある敎訓である。此の敎訓に依つても第一線の隊長及最前線にある隊長は、如何なる場合に於ても常に夜戰決行の用意と氣魄とに遺憾なきを期せねばならぬことを痛感せしめられるのである。

以上は第一線に常に其の氣魄を存すべき爲に引用したのであるから、誤解なからしむる爲尙一言附加して置く。夜間攻撃と雖も其の成否如何に拘らず決行するの必要あること勿論であつて、何時でも部下の意見を徵して命令

する樣になつては大變の誤である。斯くの如きは軍隊の指揮統帥上收拾すべからざる結果を招來すると云ふことを銘肝して置かねばならぬ。否更に全般の必要から縱ひ第一線隊長が意見ある場合に於ても命令を以て斷然之を實行せしめ得る樣な指揮官と命令せられた場合には其の成否如何に拘らず飜然として最善を盡くして之を敢行する樣な軍隊とを養成して置かねばならぬのである。特に最前線にある隊長は、全般の爲には自ら進んで犧牲に投するの用意と覺悟とを常に堅持しなければならぬ。

第二百八

新 **夜間攻撃ノ命令ヲ受クルヤ中隊長ハ速カニ小隊長ニ企圖ヲ示シ敵情、地形ヲ偵察シ且部下ヲシテ爲シ得ル限リ地形地物ヲ暗誦シ敵陣地ノ狀態ニ通曉セシメ狀況之ヲ許セバ類似ノ地形地物等ニ就テ錬習ヲ行ハシム**

說明 本條は新操典に於て新に設けられたものであつて、攻撃準備を周到的確ならしむる爲特に著意すべき要點に關し記述せられたものである。而して本條に於て特に强調せられたる要點は、

一、迅速に攻撃に關する企圖を明示
二、敵情、地形の偵察
三、地形地物の暗誦と敵陣地の狀態に通曉
四、攻撃實施の錬習

等である。

一、攻撃に關する企圖の明示に就て

中隊長の攻撃に關する企圖は、攻撃準備の基礎たるものであるから、大隊長から命令を受けたならば之に基いて中隊長は速かに自己の企圖を小隊長に明示せなければならない。各小隊長は此の中隊長の企圖に基き小隊の諸準

備を整ふることになるのである。而して**企圖として速かに示すべき事項は**

(1) 奪取すべき攻撃目標
(2) 攻撃前進の地區
(3) 攻撃の時機
(4) 戰鬪遂行の要領

等小隊の攻撃準備の基礎となるべき緊要なる事項等である。

二、敵情、地形の偵察に就て

「作要二の第百四十八」に

軍隊ヲシテ攻撃地區ノ地形及敵陣地ノ狀態ニ通曉シ準備ヲ周到ナラシムルハ攻撃奏功ノ爲必要缺クベカラザル要件トス

とあるが、中隊が攻撃地區の**地形及敵陣地の狀態に豫め通曉する**ことは、夜間攻撃奏功の爲極めて緊要なことである。從つて前條に說明せる通り、大隊長より命令を受領したならば、中隊長は自ら偵察に從事すると共に速かに部下小隊長に企圖を明示して偵察せしむることになるのである。

敵情、地形の偵察は、**中隊長に於て統一し組織的に晝夜連續して行ふ**を要する。特に**夜間薄暮を利用して敵情の變化を偵知**することに勉めなければならない。何故なれば「作要二の第四十三」に

夜間及薄暮ニ在リテハ敵ノ兵力移動、配備變更其ノ他新企圖ニ關シ著意スルコト特ニ緊要ナリ

と敎へられてある通り、敵情變化の最も多き時機であるからである。而して偵察を實行するに方つては、**先づ偵察事項を確定**して更に之に**各種の偵察手段を活用**し以て**偵察の綿密周到**を期することが緊要である。

左に夜戰に於ける**綿密周到なる偵察**の如何に大なる價値を有するものなるかに就て戰例を紹介して置かう。

昭和十六年六月號偕行仕記事に「今事變の體驗に基く敎訓資料」と題し中隊の夜間攻撃に關する戰例が揭載されてあるが、其の中に中隊長は偵察に關し次の如く結論されて居る。

事前に於ける偵察を最も綿密周到に實施すると共に幹部以下熱心周密なる敵情、地形の偵察に依り必勝の確信を得るを要す

而して中隊長は事前に於ける偵察を如何に實施したかと云ふと、次の如く述べて居る。

(1) **實施一箇月前より連續晝夜に亘り斥候を派遣して偵察を續行し**、或は敵兵を捕獲して資料を得る等敵配備の細部及地形の微に至る迄知悉するを得たり

(2) 各級幹部は屢、**拂曉前に敵警戒線附近の要點に進出潛伏**して偵察を行ひ、敵警戒兵等の前方三、四十米附近迄近接せしことあるも周到なる注意により發見せらるることなく十分目的を達成し日沒後隱密に撤退せり

右の如き綿密周到なる偵察の結果により行はれたる夜戰は、巧に敵警戒線の間隙より潛入し敵の據點を一擧に覆滅し、敵を殲滅し一大戰果を獲得し、師團長より賞詞を賜はるの光榮に浴したのである。尙左に賞詞の末文を揭げ夜間攻撃に於ける偵察の價値に就て一層感銘を深からしめたいと思ふ。

賞詞の末文

斯タノ如キハ其ノ事前ニ於ケル**敵情、地形ノ捜索極メテ綿密周到**ニシテ事ニ當リ沈著剛膽而モ戰況ヲ明察シ指揮亦俊敏適切ナリシニ因ルモノニシテ急襲隊長トシテ克ク其ノ任務ヲ達成シタルモノト謂フベシ仍テ玆ニ賞詞ヲ與フ

(1) **偵察事項**

(イ) 敵の配備特に奪取すべき目標の關係位置(中隊の占領すべき地域内にある火點の關係位置を謂ふ)

「奪取すべき目標」とは中隊の攻撃目標として大隊長から命令せらるる「奪取すべき地點」内にある各火點を綜合したものである。中隊長は奪取すべき地點(占領すべき地域)内に幾何の火點が配置せられてあり其の關係位置が如何になつて居るか明瞭にせなければ、最前線に突入後混亂を來すことになる。

(ロ) 障碍物、側防機能等の位置、種類及狀態

(ハ) 陣地前及陣地内の地形竝に著名なる地物

(ニ) 中隊の進路、撤毒地の有無等

(2) **偵察手段**

中隊の偵察手段としては主として**視察及斥候の派遣**に依る。又時として**小部隊**を使用することがある。

(イ) **視　察**

中隊長自ら行ふ視察

指揮班内の適任者を專任して行はしむる不斷の視察

部下小隊に命じて行はしむる視察

(ロ) **斥候派遣**

中隊長の直轄として派遣する斥候の捜索

小隊長に命じて派遣せしむる斥候の捜索

(ハ) **小部隊の派遣**

中隊の前進路上にある要點は速かに之を占領して敵の前進妨害を防止すると同時に之を近距離捜索の據點となし、偵察の周密を期することが緊要である。而して斯かる要點は、敵の監視部隊等が之を占領しある場合多かるべきを以て、中隊は薄暮黎明等を利用し小部隊を派遣し其の威力を以て奪取することになるであらう。捜索據點等の占領に任ずる小部隊は、大隊長直轄として派遣せらるるを通常とするるも、中隊に前進地區を配當せられ、中隊毎に接敵する場合等にありては、中隊自ら右の處置を採らねばならぬ。此の場合に於ては企圖を秘匿し齟齬撞著をなからしむる爲大隊長に於て統制を加へらるゝのが一般であるが、中隊長自ら積極的に實施する場合は、其の實行を大隊長に報告し其の許可を受くると共に隣接中隊等に豫め通報し置くべきものである。

(ニ) **他部隊特に重火器、砲兵等の觀測機關との連絡に依る情報の蒐集**

尙夜間、薄暮等の捜索に依つて敵情、地形を偵知又は判定するには、特に左の點に著意するを要する。

(イ) 晝間捜索に依つて判明せる敵情、地形に基いて夜間に於ける配備を判定

(ロ) 捜索據點の推進に依つて精細なる捜索を遂げ晝間得たる諸情報と比較對照し夜間に於ける敵の企圖竝に配備の變更を判定

(ハ) 小部隊の奇襲又は潜伏斥候の派遣等に依り極力俘虜の獲得に勉む(監視部隊、警戒兵等の捕獲)

(ニ) 射撃又は僞行動等に依り敵の配備を暴露せしむ

(3) **偵察實施上の注意**

(イ) 視察は勉めて敵に正對して行ふを可とする。併しながら重要なる敵情視察に於ては數方向より視察し正確を期するの著意を必要とする。

觀察は波狀地にありては距離を近く誤測し正面を過廣に誤り易い。又稍、遠隔の地點よりするときは前地に存在する谷地、地隙等を發見し得ざることがあるから注意を要する。

(ロ) 敵の位置を偵知せば、明瞭なる基準物(基點)との距離及方向、分角等を成るべく正確に測定し置き、夜暗に於ても其の位置を誤らざるの著意を必要とする。

(ハ) 監視部隊の驅逐に際しては、敵は其の射撃等に依り主陣地の狀態を暴露することあるを以て、此の好機を捉へ偵察の成果を收むることに勉むることが緊要である。

(ニ) 諸種の手段に依り知得したる箇々の情報は、逐次地圖又は要圖、寫景圖等に記錄整理し敵の位置の判定及狀況の判斷に資することが緊要である。

(ホ) 偵察に方りては、不注意なる行動及器材の使用等に依つて我が企圖の暴露することあるを以て特に注意を要する。

三、**地形地物の暗識竝に敵陣地の狀態に通曉**

夜間は目視の度を著しく減少するものであるから、夜間に於ける地形地物の目視の景況は、晝間と著しく異なるものである。從つて夜間に於ては錯覺を生じ易く、**一度生じた錯覺は最後まで之を恢復すること困難**なるものである。從つて夜戰に於ては地形地物の暗識竝に敵陣地の狀態(方向、位置、地形の特徴等)に通曉せしむることは極めて重要なる要件である。彼の有名なる日露戰に於ける弓張岺の夜襲を見るも、偵察に長時日を消費し幹部は勿論兵に至る迄晝間は目視に依り夜間又は濃霧等にありては現地に於ける實地の觀察に依り、地形地物の暗識に且又敵陣地に對する正確なる認識を與ふることに勉められて居るのである。

夜戰を決行するに方つては、中隊長は能く夜暗の特性に想到し、部下全員に對し爲し得る限り晝夜に亙り前進地

區及敵陣地附近の地形地物を實地に視察せしめ、之を暗識せしむると共に、敵陣地の狀態に正確なる認識を與へ、以て夜戰の實行に錯誤を來さしめざることが特に緊要である。而して此等の實施は小隊長に指示を與へ小隊毎に實行せしむるを可とする。

時間其の他の關係等に依り全員に對し視察せしむること困難なる場合にありても、分隊長以上の各級幹部竝に豫定の斥候要員等に對しては、極力實地の視察に依り地形地物の暗識と敵陣地の狀態に通曉せしむることに努めなければならない。

四、**攻撃實施の豫習**

夜間攻撃の爲其の戰鬪遂行要領を豫習を以て部下に徹底せしむることは、攻撃奏功の有力なる手段である。昭和十六年六月號の偕行社記事に「今事變の體驗に基く教訓資料」と題し中隊の夜間攻撃に關する戰例が掲載されてあるが、其の中に中隊長は「**類似の地形を求め攻撃實施の爲必要なる教育訓練を實施し將兵一同に必勝の確信を與へ得たり**」と告白して居る。豫習の價値は之に依つても明白なことである。新操典に於て特に本條を新に設けられた所以も亦玆にあるものと思ふ。從つて**中隊長は狀況の許す限り豫習**を實行すべきものである。而して豫習は通常攻撃準備位置附近に於て行はるゝことになるであらう。此の際勉めて攻撃目標附近の地形に近似せる地形を求め且攻撃目標附近に在る地物をも現はし敵陣地の狀態を實況に近く現示して實施するを最も效果的とするものである。

豫習として實施すべき諸件を擧ぐれば次の如くである

(1) **接敵動作**

警戒兵、斥候兵の區分、記號に依る前進停止、敵斥候の排撃動作、障碍物の通過要領等

(2) **突入の動作**

障碍物の通過及突撃

中、小隊排開の要領

(3) **占領地確保動作**

秩序の恢復、捜索及連絡、對逆襲準備(部下小隊の配置、火力準備、工事、警戒等)

中隊に於て豫習を行ひ得ざる場合にありても、少くも各小隊をして豫習を行はしむることが緊要である。又類似の地形を求めて豫習を行ふこと困難なる場合にありては、砂盤等に依り分隊長以上の幹部を集め豫習を行ふか、止むを得ざる場合に於ては大梯尺の要圖等を用ひ兵棋式の要領に從ひ戰鬪遂行の要領を豫習して之を徹底せしむることも亦著しき效果を擧げ得るものである。

第二百九

新 夜間攻撃ノ爲中隊長ハ成ルベク晝間ニ於テ小隊長ヲ集メ現地ニ就キ的確ナル命令ヲ下シ諸準備ヲ整ヘシム

前項ノ命令ニハ狀況、自己ノ企圖就中中隊ノ攻撃目標、戰鬪遂行ノ要領、前進及突撃ノ部署、方向ノ維持、障碍物ノ破壞、警戒、連絡、敵陣地奪取後ノ處置等所要ノ事項ヲ示ス

重火器ハ通常奪取セル陣地ノ確保ニ任ゼシムル之ガ爲中隊ノ後尾ヲ前進セシム自動砲ハ狀況ニ依リ殘置スルコトアリ

說明 本條は新操典に於て新に**設けられたもので、夜間攻撃に關する中隊長の命令下達要領**に關し記述せられたものである。而して命令下達の要領として本條には、

(一) **命令下達の時機**

(二) **命令に示すべき主なる事項**

(三) **重火器の用法に關する事項**

の三項に區分して記述せられてある。尙本條を研究するに方つては「歩操第五百四十一」及「作要二の第百五十一」を參照するを要する。以下各項に就き說明を加ふることとする。

(一) **命令下達の時機及方法**

中隊長は精細なる計畫を定め命令を下達することになるのであるが、

(1) **下達の時機**としては 成るべく晝間

(2) **下達の方法**としては 小隊長を集め現地に就き的確に指示しつゝ

命令を以て攻撃に關する諸準備を整ふることに遺憾なからしむることが緊要である。

夜間に入つては現地の指示が出來なくなるので、中隊長は何れの場合に在つても少くも**中隊の企圖及攻撃目標、戰鬪遂行の要領、小隊及重火器の任務**等に關しては晝間に於て現地に就き的確に(夜間基準となるべき地形地物等を利用し)命令し、小隊長をして良く之を現地に於て了解せしむると共に、之を分隊長以下に十分に徹底せしめ、且諸準備を完成せしむるに必要なる時間の餘裕を與へ、以て夜暗に於ける行動に錯誤混雜等をなからしむることに努めなければならぬ。

「成ルベク晝間ニ於テ」とあるが「**成ルベク**」と云ふ字句を使用してをるのは、夜間攻撃の命令は「必ず晝間」と限つたものでない、狀況に依つては**晝間の準備なしに直ちに夜間攻撃**を實行せねばならぬ場合もあるのである。卽ち「歩操第五百四十一」に次の如く敎へて居るのである。

狀況特ニ之ヲ要スレバ縱ヒ晝間十分ナル準備ヲ爲サザル場合ニ於テモ手段ヲ盡クシテ攻撃ヲ遂行セザルベカラズ

(二) **命令に示すべき主なる事項**

命令に示すべき重なる事項は左の如くであるが、此等の事項は攻撃進捗の度に應じ逐次に下達すべきものである。而して**準備を要する緊要なる事項**は成るべく速かに下達し準備の爲の時間を得しむる如く著意すべきである。

1、狀　況
2、自己の企圖就中中隊の攻撃目標
3、中隊の戰鬪遂行要領
4、前進及突撃の部署
5、方向の維持
6、障碍物の破壞
7、警戒、連絡
8、敵陣地奪取後の處置等

以下各項に就き說明を加ふることとする。

(1) **中隊の攻撃目標に於て**

中隊の攻撃目標は大隊長から命令せらるゝのである(歩操第五百四十一參照)。而して夜間攻撃に於ては特に各部隊毎に各個に攻撃目標を與ふるを本則として居るので、大隊に於ても此の趣旨に從つて**中隊毎に各個に奪取すべき地點**を以て示さるゝことになるのである。即ち「歩操第五百四十一」に「**中隊ノ攻撃目標ヲ示スニハ中隊毎ニ其ノ奪取スベキ地點ヲ以テス**」と明示されてあるのであるが、「**奪取すべき地點**」とは「**占領すべき地域**」若くは「**進出地點**」のことを謂ふのである。從つて中隊の攻撃目標としては「占領すべき地域」を以て示さるゝ場合もあれば又「進出地點」を以て示さるゝ場合もあるのである。

大隊の夜間攻撃に在つては「歩操第五百四十」に明示されてある通り、縱深深く敵陣地を奪取せんとする場合に於ては**二線の攻撃部隊を設けて攻撃**するのが通常である。而して此の場合た在つては「歩操第五百五十」に明示されてある如く**第一線攻撃中隊の攻撃目標**としては「**占領すべき地域**」を以て示され、**第二線攻撃中隊の攻撃目標**としては「**進出地點**」を以て示さるゝのである。即ち歩操第五百五十

大隊長ハ第一線攻撃部隊ヲシテ**突破ニ必要ナル第一線陣地**ヲ先ヅ奪取セシム　又大隊長ハ第一線攻撃部隊ノ奏功ヲ看取スルヤ自ラ第二線攻撃部隊、豫備隊ヲ指揮シ破壞班等ヲ先頭ニ準備シ第一線攻撃部隊ヲ超越シテ敵陣地內ノ攻略ニ移リ適時第二線攻撃部隊ニ突入ヲ命ジ**所期ノ地點**ヲ奪取セシム

「**突破ニ必要ナル第一線陣地**」とは「中隊の奪取すべき第一線陣地」であつて、「**中隊の占領すべき地域**」を謂ふのである。而して「中隊の占領すべき地域」を攻撃目標として示す場合には、「**奪取すべき各火點の位置**」を以てする場合と「**奪取すべき地域**」(正面幅と縱深)を以てする場合と二つの方法があるのである。

「**所期ノ地點**」とは即ち第一線攻撃の「進出地點」を謂ふのである。而して「進出地點」は第一線中隊の攻撃目標を超越して敵防禦地區の後端附近に選定せらるゝのが通常である。

何れの方法によるも夜間に於ける攻撃目標は單一であつて、的確明瞭なるを要する。

大隊長の攻撃目標指示の要領を示せば次の如くである。(別紙要圖參照)

攻撃目標指示の一例

一、第一中隊(ip 一分屬)…右第一線攻撃部隊　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ火點ヲ奪取シ該地區ヲ確保スベシ(奪取スベキ各火點ノ位置ヲ明示)

二、第二中隊(ip一分隊)…左第一線攻撃部隊　一本木(含ム)ヨリ左ノ堆土ニ亙ル間ニ於テ鐵條網ヨリ縱深約三百米ノ地域ヲ奪取シ該地區ヲ確保スベシ(奪取スベキ地域ヲ明示)

三、第三中隊(一小欠)…右第二線攻撃部隊　第一線兩攻撃中隊ノ中間地區ヨリ突入シ赤臺ノ右半部ヲ奪取スル如ク準備スベシ(進出火點ノ明示)

四、第四中隊(ip一分隊)…左第二線攻撃部隊　……突入シ赤臺ノ左半部ヲ奪取スル如ク準備スベシ

(2) **戰鬪遂行の要領に就て**

夜間攻撃の要訣は周到なる準備の下に斷乎たる決意を以て既定の計畫を敢行するにある。之が爲**中隊長の戰鬪指導は自主積極的でなければならない。**而して自主積極的に任務を達成する爲には、中隊長は單に自己の企圖の指示に止ることなく中隊の爲さんとする所即ち攻撃準備、接敵運動、突撃準備及突撃、陣內戰及陣地確保等に關する戰鬪遂行の要領を現地に就き具體的に的確に指示し、狀況之を許せば更に現地に於て之が細部の指導を行ひ、以て部下全員に徹底せしむることが特に緊要である。部下は中隊の戰鬪遂行要領に徹底することによつて始めて各種の狀況變化に對處して獨斷良く中隊長の企圖に適應して行動し得るのである。

倘此の際中隊長は**攻撃指導要圖を作製**して、之に依つて現地と對照しつゝ指示せば其の效果一層大である。

(3) **突撃部署に就て**

突撃部署は突撃準備の位置に到著後に於て敵情、地形特に障碍物破壞の狀況を明かにしたる後確定すべきものである。併しながら概略の部署は豫め之を定めて部下に示して置かねばならぬ。

(4) **方向の維持に就て**

何れの方法に依るべきかを明示し、所要に應じ誘導斥候、進路標示班、標燈設置班等に任務を與ふ。

(5) **障碍物の破壞に就て**

我が突撃部署竝に資材の整備狀況に基き、破壞班の編成、破壞地點、破壞口の數及間隔、破壞の時機及其の程度、破壞の方法及完成時刻等に關し命令することになる。

(6) **警戒及連絡に就て**

(イ) 警戒　斥候の區分及其の任務　排撃部隊の部署等

(ロ) 連絡　中隊內の連絡に關する事項及大隊との連絡に關する事項竝に識別法及合言葉に關する事項等に關し命令することになる。

(7) **敵陣地奪取後の處置に就て**

秩序恢復に關する事項、捜索及連絡に關する事項、對逆襲準備に關する事項、爾後の行動準備に關する事項、殘敵掃蕩に關する事項等に關し命令することになる。

倘突撃部署以下の各項に就ては更に後條に於て細部の說明を加ふることとする。

㈢ **中隊重火器の用法に就て**

夜間攻撃に於ける**重火器**(機關銃及自動砲)の**用法**は、「**奪取した陣地の確保**」に使用するを原則としてをる。從つて攻撃の爲使用されないのが通常であつて、攻撃前進間に於ては中隊の後尾に續行するのが一般である。殊に自動砲に在りては戰車に對する顧慮もなく而も適時之を掌握し得る場合等に於ては一時後方に殘置するを可とする場合がある。

殘置した場合に於ける自動砲の駄馬は、中隊の彈藥小隊と共に行動せしむるを可とする。又自動砲には要すれば一部の掩護兵を附すると共に攻撃奏功後適時追及する爲連絡の方法を命じ、或は進路標示を行はしむる等の手段

に依つて夜間に於ても確實に追及し得る如く豫め處置して置かねばならぬ。

重火器の用法は右に述べた如くであるが、時としては重火器を以て**敵の照明機關を射撃**せしむることがある。

敵の探照燈に對する射撃の要訣は、晝間に於て豫め其の現出地點を豫想し之に對し射撃準備を整へ置き、突撃開始に先だち速かに之を破壊又は制壓するにある。而して其の射撃は勉めて敵に近接した位置から行ふことに著意せねばならぬ。機關銃を以て射撃する場合に在りては特に然りである。

探照燈に對する射撃は、攻撃部隊が敵陣地内に突入するに至れば又軍に危害を及すことになるから、其の射撃を中止しなければならぬ。從つて中隊長は重火器と常に連絡を密にし機を失せず其の射撃を中止せしむるの手段を講じて置かねばならぬのである。

第二百十(278)

夜間攻撃ニ於テハ企圖ヲ祕匿スル爲特ニ警戒ヲ嚴ニシ武裝ヲ堅確ニシ音響ヲ發セザルノ處置ヲ施シ突入ノ外號令ヲ用ヒザルヲ可トス又一切ノ火光ヲ敵ニ對シ嚴ニ隱匿シ**裝填ヲ禁ジ**且識別ヲ容易ナラシムル爲標識ヲ爲サシムルト共ニ**兵ニ至ル迄**敵陣地突入後ニ於ケル前進方向ノ認識ヲ確實ナラシム

說明　本條は、夜間攻撃の企圖の祕匿に關し著意すべき要件を記述せられたもので、草案の趣旨と殆ど變つた所がない。唯本事變の敎訓に鑑みるに敵の陣内に於ては動もすれば連絡を失し一般の前進方向を誤り不用意に敵中に陷るの弊ありたるを以て、之を戒むる爲「**兵ニ至ル迄**」の字句を增補し**一兵に至る迄**前進方向の認識を確定ならしむるの要を强調せらるゝに至つたのである。

夜間攻撃に於ては**急襲を以て第一義**とする。而して急襲には**企圖祕匿**は絕對に必要なる要件である。

「**企圖の祕匿**」には積極的に敵を欺騙牽制する場合もあるが、大隊、中隊等の如き小部隊に在りては其の**行動及施設**

の祕匿を主眼とせねばならぬ。從つて中隊長として企圖祕匿の萬全を期する爲には、細心の注意を以て其の處置を講ずると共に、嚴格なる監督を以て其の實行を强ふるは勿論であるが、更に進んで部下に良く其の必要を理解し之を實行せしむる樣に指導することが緊要である。

此の企圖の祕匿にして失敗せんか、敵を急襲することは不可能となり、戰鬪は强襲となり成功困難に陷ること尠しとせない。僅かに**一兵一分隊の不注意**により企圖を暴露するに至ることなるを思へば「**企圖祕匿の精神**」は一兵に迄徹底せしめて置かねばならぬことを痛感せしめらるゝのである。

「**企圖祕匿**」**に關し著意すべき要件**として操典に示されある事項を列記すれば、次の如くである。

1、特に警戒を嚴にし以て敵斥候、小部隊、間諜等の潛入を防止すること
2、武裝を堅確にし音響を發ぜざるの處置を講ずること
3、記號により指揮し突入の外號令を用ひざること
4、一切の火光を敵に對し嚴に遮蔽すること
5、裝填を禁ずること
6、地形地物を利用すること
7、識別法竝に合言葉を定むること

以下各項目に就き說明を加ふることとする。

一、警戒に就て

夜間攻撃に方つては、前方、側方に在る要點に對しては豫め小部隊若くは斥候等を配置し我が行動を祕匿するの外、更に部隊直接の警戒として四周に斥候を配置し至嚴なる警戒網を構成し、敵の斥候、小部隊、間諜等の近接

を防止すると共に敵の前進妨害手段の排除竝に混亂防止に努むることが緊要である。

二、**武裝に就て**

夜間に於ける企圖暴露の最も優なるものである。從つて夜間に於ては一兵に至る迄音響防止に萬全の注意を拂ひ、遺憾なきを期せなければならない。之が爲には兵は豫め裝具各部の點檢及適合に著意すると共に的確周到なる防音の處置に徹底せなければならない。

(1) **著裝に於ける防音處置**

(イ) 背嚢は入組品の收容狀態に注意し飯盒の釣手には布或は藁を卷き縛著を確實にすること。

背嚢を除きたる場合に於ても飯盒及器具の携行は必要である。此の場合に於ては飯盒は背負袋又は雜嚢に收め、圓匙は紐にて双部と柄とを連結し、双部を腹部に當て、帶革に挿入し紐を以て背より負ふを可とする。使用後に在つては、手にて携行するを可とすることがある。

(ロ) 水筒は水を滿たすか若くは戰友の水筒に移して之を滿たし、且動搖せない樣に帶革に縛著し要すれば雜嚢に收容せしめること。

(ハ) 雜嚢は特に入れ方に注意し、內容品中音響を發するものは適宜紙片等にて包むを可とする。

(ニ) 彈藥盒、彈匣等は要すれば紙片等を塡實して實包の動搖を防ぎ、銃劍は特に他の地物と衝突し音響を發し易しいから劍鞘に繩、布等を卷き、爲し得れば木綿、絨等にて作つた袋に入れるを可とする。又劍差を背嚢前紐革に通して帶革に挿し或は外套と共に背嚢に縛著することがある。

(ホ) 防毒面は確實に體に結著するを可とする。

(ヘ) 外套を著用した場合には裾を折返し置くを可とする。」

尙本事變の體驗に基く敎訓資料として某步兵部隊の發表した防音處置に關し參考の爲に列記すれば次の如くである。

(イ) 全員著劍せしめ且月光の爲劍尖の閃光を防止せんが爲黑布の袋を裝せしめたるに刺突にも差支なく、克く其の目的を達成することが出來た。劍身を染色することあるも、雜草との摩擦又は朝露などの爲剝脫して効果がない。

(ロ) 高地攻擊の中隊は岩石屹立せる急峻なる斜面を攀登するに方つて劍尖の岩石衝突による音響を避くる爲に、銃劍を腰に挿した所危害の虞もなく且有効であつた。

(ハ) 床尾板は之を布、靴下等を以て覆つた所、岩石との衝擊に依る音響を防止することが出來て効果大なるものがあつた。

(ニ) 帶革と彈藥盒との間に布片を卷き又彈藥盒に布片を塡充した所、摩擦音及動搖音を防止するに大なる効果があつた。

(ホ) 全員に地下足袋を穿たしめたるに音響防止及岩石地通過に利する所大なるものがあつた。 一

(2) **行動上に於ける防音處置**

(イ) **人の音聲は時として極めて明瞭に遠距離に達する**を以て、命令、通報、報告等の傳達は口を耳に當てて小聲にて行ひ、爲し得れば記號、身振等に依るを可とする。不用意なる談話、咳嗽等は嚴に戒めなければならない。

本事變に於て咳嗽防止に關し某部隊の採りたる處置に於ての効果は次の如くである。

(a) 舌唇又は袖口を嚙みたるもの精神の集中、注意轉換の爲某程度之を抑制することが出來た。

(b) 胸骨上窩を壓したるもの (a)に同じ
(c) 藥を携行せるもの 十分効果を認め得るも、全員に及すことは難かしい。尙クレオソート丸は舌頭を剌戟し却つて咳嗽を促進する樣であるが、一方其の辛味に依る口腔癈瘍の爲相當抑制の効果があつた。
(d) 口蓋を使用せるもの 夜間の冷却せる空氣の直接吸入を防ぎ且咳嗽音を防ぐに効果が大であつた。
(e) 被服手拭等にて口を覆ふもの (d)に同じ

(四) **夜間に於ける接敵は最も靜肅愼重なるを要する。** 靜肅行進は各種の地形に於て訓練し地物の景況、路面の狀態に依り足の踏著け方に差異ある點を體得せしめ、足音の遠距離に到達することを防止せねばならぬ。特に行進間に於ける折敷、伏臥竝に發進の際に於ける音響防止に付注意を要する。其の他靜肅行進に於て著意すべき事項を擧ぐれば次の如くである。

(a) 路面堅固なる道路の行進に於ては、兩側の草地若くは溝渠等を利用するを可とすることがある。
(b) 細徑を選んで前進するときは、足音の發生を僅少ならしめ得るの利がある。
(c) 鋪裝道路其の他凍結地を歩行するときは靴に藁、繩、襤褸等を結著して防音すると共に顚倒を防止するを可とする。
(d) 積雪地に在つては高き音響を發するを以て特に注意せなければならぬ。

(六) 擔銃、立銃、著劍等の兵器の取扱に於ても亦音響を發せずして操作し得る如く訓練しなくてはならぬ。又器具の裝脫竝に工事の際にも勉めて音響を防止すること。僞裝せる場合に於ても、僞裝網に依り不慮の音響を發せざる如く著意すること。

(五) 事變の教訓に鑑みるに、**夜間に於ける匍匐前進は敵火の損害の減少竝に企圖の祕匿の爲其の價値特に大なるものがあるので、斬操典に於ては匍匐前進を強調**せられて居るのである。

(a) 夜間接敵に方り中隊小隊等が同時に匍匐前進を行ひ又は停止するとき異樣の音響を發し敵に察知せらるゝの虞あるを以て、發進せば停止することなく絕えず匍匐を繼續するか又は分隊毎に交互に前進停止を行ふ如くし、不斷の風に依る騷音の如き感を呈せしむるを可とする。(實戰の體驗教訓)
(b) 夜間錯雜せる山地を部隊を以て通過するに方つては、先頭に鎌、小刀等を所持せる兵を進め雜草、荊棘等を剪除せしむれば行動容易であつて、雜音防止に大なる利があつた。(實戰の體驗教訓)
(c) 敵前至近距離に於ける部隊の行動は、極度の隱密匍匐を必要とする。實戰の教訓に依ると百米の前進に概ね一時間を費して居る。併しながら突擊前敵に發見せられて射擊を被るも更に地形を利用して匍匐近迫を續行する場合にあつては隱密よりも速度を要求することが緊要である。

三、記號に依る指揮に就て

夜間は前項に於て述べたる如く音聲を用ゆることが出來ないので、記號に依つて指揮する場合が多い。**從つて兵は指揮官の各種の記號に應じて輕快に行動**し得なければならない。**記號に應ずる行動に就き特に著意すべき事項**を擧ぐれば次の如くである。

(a) 兵は行動間指揮官竝に隣兵の行動に注意することは絕對に必要である。
(b) 疲勞が累加するに從つて行進中假眠し停止すると熟睡に陷ることがあるから、益、自ら志氣を鼓舞し不覺を取らざることが緊要である。
(c) 裝面した際に於ては、指揮官の記號は益、認識し難くなるものである。此の場合は特に隣兵に對する注意

を倍徙するの要がある。

記號に依る指揮は、平時演習に於て而も熟地に於ては種々の錯誤累積し相當困難を感ずるものなることは、體驗者の言である。從つて**指揮者としては、常に部隊の狀態を確めつゝ適切に記號を用ゆることが特に緊要である。**殊に地形の變化に遭遇したる場合或は狀況に變化を生じたる場合若くは突擊發起の場合等に在りては、特に部隊の狀態(集結狀態及指揮官に對する連絡態勢)を確め、然る後記號するにあらざれば中隊一團の行動は不可能となるのである。從來の經驗を綜合するに、部下が掌握を離脫するは部下の指揮官に對する注意の不十分に起因すること勿論であるが、指揮官亦部隊の狀態を正確に認識することなく漫然其の指揮に任するの結果に基くことも決して少くないのである。

四、**火光の遮蔽に就て**

夜間に於ける火光は最も敏感に敵眼に映するものであるから、一切の火光は敵に對し嚴に遮蔽せなければならぬ。隱顯燈、懷中電燈等を使用するの止むなき場合に於ても、其の使用を極度に制限し、且布片等を以て之を覆ふ等の處置を講じ、閃光を最近距離に止むる如くすることが必要である。

五、**裝塡禁止に就て**

夜間は我が白兵主義を貫徹するに最好の時機である。從つて夜間攻擊に於ては指揮官以下一兵に至る迄我が白兵に絕對の信賴を以て突擊一本に徹底することが特に緊要である。夜間攻者の射擊は何等の效果なきばかりでなく、徒らに突擊精神を消磨し部隊を混亂に陷れ不成功の基を爲すものであるから、裝塡は禁物である。

六、**地形地物の利用に就て**

地形と夜間攻擊とは重大なる關係を有して居る。夜襲の戰史に徵するも、不意に乘ずることの出來ない平地上の

夜襲、地形極めて峻嶮なる山地の夜襲に於ては比較的不成功の場合が多い。之に反し**攀登容易なる山地の夜襲**は比較的多く成功して居る。之は平地に於ては敵は豫め夜襲に對する準備を行ふことなく遮二無二夜襲を爲せし結果である。然るに山地に於ては**巧に地形を利用**し或は谷底の隱影部を利用して前進し敵の發見を困難にし敵の不意に乘ずることが出來るばかりでなく、敵陣地前の死角は隊伍の集結整頓に利用し以て敵火の効力を減殺し、一擧に銃劍を使用することが出來るからである。山地とか起伏の多い地形に在つては防者にとつては平地と異なり夜間射擊の設備が困難であつて、**敵の行動すべき各地點を悉く制することが不可能である。**從つて此等は防者に對し大きな弱點となり攻者の近接を容易にし不意に乘ぜらるゝに至る動機となるのである。

日露戰役に於ける弓張岑の夜襲に於て夜襲と地形との關係に就き次の如き教訓を殘して居る。

(1) 行進速度遲緩し且動もすれば部下の掌握に支障を生ぜり指揮は特に注意を要す

(2) 巧に地形を利用(谷底、死角等)して前進せば敵の發見を困難ならしめ又陣地前の死角は隊伍の整頓に利便を附與す

(3) 谷地に依り行進方向を限定するが故に攻擊目標の誤認又は行進方向を誤る等の虞比較的尠し但し此のことは當日月夜なりし爲多大の便利を得たるに注意を要す

夜間攻擊は敵の不意に乘することを特に緊要とする所であるから、**中隊の如き小部隊に在りては、巧に地形を利用**することに遺憾なきを期することは極めて大切なことである。

七、**識別と合言葉に就て**

夜間に於ける指揮を容易ならしめ且相互の判別を的確ならしむる爲に識別法を定め、又合言葉を定めて置かねば

ならぬ。而して此等は大隊長が規定するのが通常である。

識別法には**幹部の標識**、**兵全般の標識**等の別がある。兵全般の標識は爲し得れば中隊毎に區別するのが良しい。而して此等の標識は一定の形式を定むることなく寧ろ當時の狀況に依つて容易に利用し得べき材料を以て定むるのが良からう。併しながら幹部の標識には夜光材に依る腕章の如きものを使用し得れば最も有利である。

合言葉は簡單なのが良しい。但し敵に逆用せられない樣に注意することが必要である。又攻撃準備等に長時日を要する場合に在つては適時變更するの著意が必要である。

第二百十一(280)

新　夜間障碍物ヲ破壞シテ攻撃スル場合ニ於テハ敵情特ニ障碍物ノ狀態及側防機能ヲ捜索シ我ガ企圖ニ基キ**破壞地點、破壞口ノ數、**破壞ノ時機及方法等ニ關シ周到ナル計畫ヲ定メ十分ナル準備ヲ整フ

草　夜間障碍物ヲ破壞シテ攻撃ヲ實施セントスル場合……**開設スヘキ突撃路ノ數、場所、**破壞ノ時機及方法等ニ關シ周到ナル計畫ヲ定メ十分ナル準備ヲ整フルヲ必要トス

說明　本條は、障碍物を破壞して攻撃する場合に於ては先づ**障碍物破壞の爲周到なる準備の必要なる所以を强調せられたものであるが、**草案の趣旨と殆ど變つた所がない。唯字句に若干の修正を加へ草案の「**突撃路**」を「**破壞口**」に、「**場所**」(突撃路開設場所)を「**破壞地點**」と改められたに過ぎない。

以下本條に關し說明を加ふることとする。

突撃の成否を左右するものは實に障碍物の破壞と側防機能の處理とにある。從つて之が破壞に方つては、中隊長は**周到なる計畫**の下に十分なる準備を整ふることが特に緊要とする所となる。而して**破壞計畫を立案**するには、先づ捜索に依つて破壞すべき障碍物及之に關連する側防機能の現況を明かにせなければならない。

障碍物破壞の爲の捜索は、一般捜索に準じ晝夜に亙り各種の手段(視察、斥候派遣、破壞班、側防機能攻撃班等を以てする捜索)を盡くし間斷なく實施するは勿論であるが、更に作業實施の直前に於ても細部に關する綿密なる捜索を實施し、作業實行に違算なからしむるの著意を緊要とする。

障碍物破壞の爲**捜索すべき事項**の主なるものを列記すれば次の如くである。

(1)　敵陣地の狀態及障碍物附近の地物の狀況

(2)　特に障碍物の狀態卽ち

障碍物の位置、種類、深さ、構造及强度等

(3)　側防機能の狀態卽ち

側防機能の位置及强度、障碍物との關係、自衞障碍物の有無、銃眼の方向及死角等

(4)　照明機關の位置及種類等

右捜索の結果に基き、中隊長は、大隊長の企圖を體し突撃部署を決定し更に障碍物破壞に關する自己の企圖を確定し、玆に破壞計畫を立案することになるのである。而して破壞計畫は、概ね左記事項を明示し以て破壞準備に遺憾なきを期せねばならぬ。

一、破壞計畫に示すべき事項

(1)　破壞地點

(2)　破壞口の數及間隔

(3)　破壞作業開始時機

(4)　破壞の方法

(5) **破壊作業の掩護及補修妨害の處置**
(6) 破壊班の編成及裝備
(7) 側防機能肉薄攻撃班の編成、裝備
附記

夜間敵の障碍物を破壊するには、之を大隊長が統一して行ふべきや或は第一線の各中隊をして行はしむべきやは、一に當時の狀況に依るのである。(歩操第五百四十八參照)

而して**當時の狀況**とは、主として大隊の突破すべき正面の廣狹と破壊の方法(强行破壊か隱密破壊か)等に關し云ふのである。卽ち

(1) **大隊長が統一して破壊を行ふ場合**は、主として突破すべき正面狹小であつて、且强行破壊に依らねばならぬ狀況にある場合である。

(2) **中隊毎に破壊を行はしむる場合**は、主として突破正面比較的廣く且隱密破壊を企圖する狀況に在る場合である。特に中隊毎に接敵せしむる狀況に於て然りとするのである。

併し各中隊毎に破壊せしむる場合に在つても、成るべく企圖を祕匿し且錯誤を生ぜしめない爲、大隊長は所要に應じ破壊班派遣の時機及掩護、破壊地點、破壊の方法、完成時刻等に關しては統一することになるのである。

二、**破壊計畫の各事項に就て**

(1) **破壊地點に就て**

破壊地點は、戰術上の要求と**突擊部署**とを主眼として決定するのであるが、「**破壊作業の容易**」と云ふことにも**顧慮せなければならない。**

破壊作業の容易なる地點とは、一

(イ) 敵の妨害を受くる虞少き地點
(ロ) 近接容易なる地點及**掩護容易なる地點**
(ハ) 障碍物の構造比較的脆弱なる部分
(ニ) 我が砲彈の爲若干破壊せられたる地點

等であつて、斯樣な地點は破壊地點として適當な所である。

(2) **破壊口の數及間隔に就て**

破壊口の數及間隔は

(イ) **突擊部署に適應せしむること**を主眼とし
(ロ) 破壊の方法、破壊能力竝に敵の補修及妨害等を顧慮し

決定する。而して破壊口の數は成るべく廣き正面を以て通過し得しむる爲其の幅狹きも寧ろ其の數の多きを可とする。又破壊口の間隔は晝間に比し一般に閉縮せらるゝのが通常である。

(3) **破壊作業開始の時機に就て**

所要の破壊口は、突擊に支障なからしむる爲に突擊開始迄に其の開設を完成せねばならぬ。併しながら狀況之を許さぬ場合に在つては、突擊實施と同時に作業を開始するの止むを得ざる場合もある。

突擊實施前に破壊口を完成する場合に於て其の作業開始時機を決定するには、次の條件を顧慮し豫め若干の餘裕を見積つて置くを可とする。

(イ) 破壊口開設に必要とする實際の時間

(ロ) 作業中敵の妨害を受くる場合あるを顧慮し之に應する時間

併しながら過早の破壊は、我が企圖を暴露し又敵に補修の時間を與ふることになるから、時機の決定には特に注意を要するのである。若し破壊口完成後突撃實施までに若干の時間ある場合に於ては、監視兵を配置し敵の補修作業を妨害する手段を講ぜなければならぬ。

(4) **破壊の方法に就て**

破壊方法には**隱密破壊**に依る場合と**强行破壊**に依る場合との二つの方法がある。而して隱密破壊に依るべきや或は强行破壊に依るべきやは、狀況特に企圖の祕匿、時間の多少、成否に關する期待の度等に依つて決定せらるるのであるが、夜間に於ける障碍物の破壊は**勉めて隱密破壊に依るを本則**とするものであつて、强行破壊は止むを得ざる場合に行ふことになるのである。

强行破壊を行ふ場合を擧ぐれば次の如くである。

(イ) 攻撃準備時間の關係上隱密作業の餘裕なき場合

(ロ) 隱密作業實施中敵に發見せられ其の妨害を受くるに至りたる場合

(ハ) 陣地内の障碍物を破壊する場合

隱密破壊の計畫に於ても、敵の發見に依る强行破壊に轉移する場合を顧慮し之に關する計畫を準備しあらねばならぬ。而して隱密破壊より强行破壊に轉移する方法は次の如くである。

(イ) 鋏斷作業の續行に依る强行破壊

(ロ) 鋏斷作業を中止して破壊筒に依る强行爆破

(ハ) 作業を中止し新に强行破壊の時機を決定

尙爆破に於ては齊一爆破を本則とするを以て、爆破時間を一定することが緊要である。

(5) **破壊作業の掩護及補修妨害の處置に就て**

破壊作業間に於ける破壊の**掩護**竝に**作業後の收容**を容易ならしむる爲に勉めて障碍物に近接して**破壊據點を占領**することになるのであるから、破壊班の兵力を適宜增大すると共に、之に所要の資材を携行せしむるの計畫を必要とする。又破壊に對しては敵は極力補修作業を實施するに至るを以て、之に對する妨害手段を豫め計畫し置くを要する。尙此等に關しては更に次の條項に於て說明することとする。

(6) **破壊班の編成及裝備に就て**

破壊班の編成及裝備(人員及器材)は、障碍物の種類、構造、强度及破壊の方法竝に程度等に依つて決定し、其の人員は敵の視聽を避くる爲に必要の最小限度に止むべきものである。又裝備は狀況特に破壊班の編成、破壊の時機、方法、準備器材の如何等に依つて異なるものであるから、尙本項に關しては次の條項に於て詳說することとし玆には省略する。

(7) **側防能肉薄機攻撃班の編成及裝備に就て**

前にも述べた通り突撃の成否を左右するものは實に障碍物の破壊と相俟つて側防機能を處理するに在る。而して夜間に於ける側防機能の處理には主として**肉薄攻撃班を使用するを本則**とする。

側防機能肉薄攻撃班の編成、裝備は、狀況特に敵陣地の狀態就中目標の强度及人員、携行器材等に依り異なるものであるが、一例を示せば次の如くになる

側防機能肉薄攻撃班編成の一例　(其の一)

兵力	作業手一組を以てする場合	
區分	人員	配當資材
班長	上等兵 一	手榴彈、發煙筒各二、三發、小十字鍬一
攻撃手	兵 二	火焰發射機一(又は破壞筒) 手榴彈、發煙筒各人二、三發
備考	班長及攻撃手一名は小銃を携行	

側防機能肉薄攻撃班編成の一例　(其の二)

兵力	作業手二組を以てする場合	
區分	任務	人員	配當資材
班長		下士官若くは上等兵 一	手榴彈、發煙筒各二、三發
第一組	障碍物破壞及發煙	兵 二	鐵條鋏各人二(發煙筒一) 手榴彈、發煙筒各人二、三發
第二組	直接攻撃	兵 三	火焰發射機一、破壞筒一(二節)、小十字鍬一 各人手榴彈二、三發
豫備手	豫備	兵 一	鐵條鋏一、手榴彈發煙筒各二、三發
合計		七	
備考	火焰手を除き各人小銃携行、自衛障碍物なきときは第一組を直接攻撃組に合す		

側防機能肉薄攻撃班編成の一例　(其の三)

兵力	作業手一分隊を以てする場合	
區分	任務	人員	配當資材
班長		下士官 一	手榴彈、發煙筒二、三發
第一組	障碍物破壞及發煙	兵 三	破壞筒一 各人鐵條鋏一、手榴彈及發煙筒各二、三發
第二組	銃眼攻撃	兵 四	火焰發射機一、〇〇爆雷二、三發(又は爆藥) 破壞筒(二節)一 手榴彈、發煙筒數發
第三組	入口部攻撃	兵 二	破壞筒一(二節)、〇〇爆雷一、二發、小十字鍬一 手榴彈、發煙筒數發
第四組	豫備	兵 三	破壞筒一(二節)、小十字鍬一 各人手榴彈及發煙筒各二、三發、鐵條鋏一
合計		一三	
備考	1、狀況に依り第二、第三組を區分することなく人員、器材を減少することあり 2、火焰手を除き各人小銃を携行す		

新　障碍物破壞ノ爲ニハ敵ノ妨害ヲ顧慮シ作業時間ノ餘裕アラシムルヲ可トス然レドモ過早ノ破壞ハ我ガ企圖ヲ暴露シ又敵ニ補修ノ時間ヲ與フルコトアリ

障碍物ノ破壊ハ勉メテ隠密作業ニ依リ状況之ヲ許サザルトキハ強行作業ニ依ル此ノ際敵ノ出撃ヲ顧慮シ一部ヲ障碍物ノ附近ニ進メテ掩護セシメ又破壊セル部分ニ對シテハ敵ノ補修ヲ妨害スルノ處置ヲ必要トス

草　略す

説明　本條は**障碍物破壊の時機及破壊の方法等に關し記述せられたもの**であつて、新操典に於ては簡明に修文せられたけれども、趣旨に於ては何等の變化を認めない。

第一項は、主として突撃實施前に破壊口の開設を完成する場合に於ける**作業開始時機の決定**に關し指針を與へられたるものであつて、第二項は**破壊作業の方法及其の實施**に關し記述せられたものである。以下各項に就き説明を加ふることとする。

Ⅰ　作業開始時機の決定(突撃實施前に破壊口の開設を完成する場合)

破壊作業開始の時機を決定するには、先づ突撃實施の時機を定め之を基準として更に左の條件を顧慮し若干の餘裕を存せしむることが緊要である。

(1)　破壊口開設に要する實際時間

(2)　作業中敵の妨害を豫想し之に對する相應の時間

併しながら本條にも明示せられある如く、過早の破壊は我が企圖を暴露し且又敵に補修の時間を與ふることになるから、餘裕の見積に對しては特に愼重の考慮を要するのである。若し破壊口完成後突撃實施迄に若干時の餘裕ある場合に在つては、破壊口附近に監視兵を配置し敵の補修作業の妨害に勉めなければならない。

破壊作業に要する時間の判定上の參考の爲一例を示せば次の如くである。

隠密破壊に要する時間の一例

實施事項		實施要領	所要時間
要點占領部隊の位置附近より破壊據點に至る前進(約二五〇米と假定)	最初の百五十米	靜肅屈身前進	二十分
	次の五十米	第三匍匐前進	二十分
	次の五十米	第四匍匐前進	五十分
破壊據點より破壊地點に至る前進(約六十米と假定)	細線を有せざる場合	第四匍匐前進	六十分
深さ約六米の有刺鐵線の鐵條網破壊	個人破壊	破壊地點に至る所要時間	二時間
	二人共同して破壊		二時間三十分
	細線を有する場合 個人破壊		三時間
	二人協同して破壊		二時間四十分

全所要時間概算　四時間乃至五時間

備考
一、訓練精到なる下士官、兵を以て實施す
二、出發準備を完了せるものとす
三、敵の妨害を受くるものとして計算す

隠密破壊に於ける實際の作業時間は、右表に示す如く四時間乃至五時間を要するを以て、之に敵の妨害に依つて蒙る作業遅延時間を假りに一時間と豫想すれば、作業開始の時機は突撃實施前少くも五時間乃至六時間前に決定せねばならぬのである。

Ⅱ　破壊作業の實施に就て

(ロ) 破壊班の編成、裝備に就て

夜間に於ける障碍物の破壊には、隱密破壊、强行破壊の如何に拘らず中隊長は**破壊班を編成**し其の作業に任すること になるのである。而して破壊班の編成に要する人員及器材は、障碍物の種類、構造、强度及破壊の方法竝に程度等に依り決定する。

(1) **破壊班の人員に就て**

隱密破壊に於ける破壊班の人員は左記の要員より成るのが一般である。

(イ) 直接破壊に任ずる要員

(ロ) 豫備の破壊に任ずる要員

(ハ) 破壊作業間の掩護に任ずる要員（破壊作業間は敵は出擊其の他の手段を以て我が作業を妨害することに勉むるを以て、障碍物附近に掩護兵を配置するの要がある）

而して隱密破壊に在つては、特に敵の視聽を避くるの要があるので、右要員は必要の最小限に止むべきものである。從つて破壊班自らの偵察に要する要員竝に破壊口開設後の監視及敵の補修作業の妨害に任ずる要員等は、特別に充足することなく、右に述べたる要員中の一部を以て充當するを可とする。（築教第三百七十八參照）

(2) **破壊班の裝備に就て**

破壊班の裝備は、狀況特に編成、破壊の時機、方法、準備器材等に依つて異なるものであるが、一般裝備としては、班員は通常背嚢を除き、銃を携へ破壊筒二、鐵條鋏各人一及手榴彈、發煙筒若干、携帶防楯、土嚢等所要の器材を携行することになるのである。

夜間に於ける破壊班裝備の一例を示せば、

班　長	小銃（著劍、裝塡）、手榴彈、標示材料、發煙筒
作業員	小銃（著劍、裝塡）、鐵條鋏二（破壊筒に依る場合には所要の破壊筒）、手榴彈（要すれば革製手袋）標示及連絡材料
豫備兵	小銃（著劍、裝塡）、鐵條鋏、手榴彈、標示材料、發煙筒、標示材料
掩護兵	小銃（著劍、裝塡）、手榴彈、移動障碍物、發煙筒、標示材料

尙右の外僞裝、防音處置、標識等を講ずることは勿論である。

(3) **破壊班の編成に就て**

步兵聯隊の編制中に新に**作業隊**を設けられたのであるが、步操第六百五十八に**作業隊の任務**に關し次の如く明示せられてある。

作業隊ハ障碍物ノ破壊、陣地內ノ掃蕩……等ノ爲通常第一線大隊ニ配屬ス

又、步操第四百九十九に大隊長の**作業隊用法**に關し次の如く教へて居る。

作業隊ヲ配屬セラレタルトキハ大隊長ハ障碍物ノ破壊、陣地內ノ掃蕩……等ニ使用シ要スレバ第一線中隊ニ配屬ス

右の操典の趣旨からすれば、大隊に配屬せられた**作業隊は、大隊長が統一して之を使用**するのが本則であつて、第一線中隊に配屬することは避けなければならぬのである。併しながら、**夜間に於ては、作業隊の障碍物破壊と之が直接掩護とを特に緊密に協同せしむるの要があるので、第一線中隊に配屬せらるゝことが多い**のである。而して中隊に分屬せらるゝ作業隊の兵力は、通常一分隊以下となる場合が多い。從つて中隊長は作業隊の兵力に更に必要の部下兵力を加へ破壊班を編成し破壊に從事せしむることになるのである。

破壊作業を實施する爲には、班長は更に班員を以て

(イ) 直接破壊に任する組(組の數は破壊口の數に應ぜしむ)

(ロ) 豫備破壊組

(ハ) 掩護に任する組

等を編成し、必要の資材を中隊より受領して各組に配當することになるのである。

今中隊に作業隊一分隊を配屬せられたる場合の中隊破壊班編成の一例を示せば次の如くである。

中隊より派遣する障碍物破壊班編成の一例　(其の一)

兵力	作業隊一分隊に輕機關銃(兵若干)を附せられたる場合		
區分	人員		資材
班長	下士官	一	手榴彈、發煙筒各二、三發、夜光磁石
破壊組 第一	兵	四	破壊筒(六節)二、連絡用綱二
破壊組 第二	兵	四	各人〔鐵條鋏二、發煙筒二、三發　標示材料若干
破壊組 豫備	兵	二	各人〔鐵條鋏一、發煙筒二、三發
掩護組	作業隊の兵全部及輕機關銃の兵		移動障碍物　一 發煙筒　五 標示材料　若干

中隊より派遣する障碍物破壊班編成の一例　(其の二)

兵力	小隊長の指揮する一般分隊二に作業分隊一を附せられたる場合		
區分	人員		配當資材
班長	將校(小隊長)	一	
破壊組 第一	作業隊の兵	五	鐵條鋏五、發煙筒五、連絡用綱一 徹光燈一、標示材料若干
破壊組 第二	作業隊〔分隊長 一 兵 四		同右
破壊組 第三	一般分隊の兵	五	同右
破壊組 豫備	一般〔分隊長 一 分隊〔兵 四 作業隊の兵の殘餘		鐵條鋏五、輕破壊筒四 發煙筒五
掩護組	一般分隊の殘餘		移動障碍物二、發煙筒一〇 標示材料若干

備考

一、中隊正面に二箇の破壊口を開設するものとす

二、破壊筒は豫備組に携行せしむることあり

三、警戒は掩護組及豫備組の一部之に任ず

四、各人手榴彈二、三發及個人進障を且爲し得れば土嚢を携行す

備考

一、中隊正面に三箇の破壊口を開設するものとす

二、其の一に同じ

(ニ) **破壊據點に就て**

破壊作業を實施するには、破壊組の支援後據たらしむると共に作業後の收容を容易ならしむる爲に、通常先づ破壊據點を占領することになるのである。

(1) **破壊據點の位置、兵力、數等に就て**

破壊據點の位置、兵力及數等は、破壊の方法が隱密なりや强行なりやに依つて異なるも、破壊組の支援後據たるの任務を第一義として勉めて障碍物に近接せしむるを可とする。併しながら近接に過ぎて我が企圖を暴露し或は障碍物内より敵手榴彈の損害を蒙り且無益の戰鬪を惹起せざることに注意することが緊要である。又爲し得る限り地形地物を利用し工事量の輕減に勉むることも亦肝要である。

(イ) **破壊據點の位置** は、明暗の度、地形等に依つて異なるも、概ね左の趣旨に依つて一般に據點と障碍物前緣との巨離は、暗夜に於ては四、五十米、月明に於ては七、八十米を標準とするのがよろしい。

破壊據點の位置は、中隊長に於て概示するを通常とするも、其の細部の位置は班長自ら決定するを要する。

(ロ) **破壊據點の兵力** 一に狀況に依るも、中隊正面に對する破壊口の所要開設數及據點の確保等を考慮すれば、中隊としては大體半小隊を必要とするであらう。

(ハ) **破壊據點の數** 中隊正面に於て破壊據點を一箇所とするか或は又數箇所とするかは、狀況特に破壊すべき正面の廣狹に依るものであるが、據點の自衞容易な地點に於ては一箇所とするを可とする。併しながら企圖の祕匿及破壊組の掩護に容易な地點に在つては據點を分置するを有利とする。

(2) **破壊據點に對する前進に就て**

(イ) **準備**

破壊據點への前進準備として破壊班長の處置すべき事項を擧ぐれば次の如くである。

a、班長は先づ班員に敵情、中隊長の企圖及破壊班の任務竝に各組の任務等を十分に了解せしむると共に、班員をして爲し得る限り前進地の地形地物を暗識せしめ、且敵陣地の狀態に通曉せしむることに努める。

b、破壊據點を占領する爲には、右の外に更に綿密に敵陣地の狀態特に障碍物の位置、破壊據點の位置及破壊地點等を現地に就き詳細に偵察して破壊據點及破壊地點を確定し、之を地上に標示し且暗夜之に至る進路確保に關する手段を講じ、以て準備の完全を期することが緊要である。斯る準備は後方に於ては爲し得ないのもあるから、之が爲には破壊班は先づ前方に在る要點占領部隊の位置に前進し之と連絡して敵陣地の狀況を明かにし、更に該地點を根據として自ら薄暮を利用し敵陣地に潛行して右の諸準備を完了することになるのである。

破壊據點及破壊地點の位置は、中隊長から概示せらるゝのであるが、其の細部の位置は破壊班長自ら決定せねばならぬのである。

要點占領部隊とは、敵陣地前四百乃至五百米附近に在る要點(多くの場合敵の監視部隊を驅逐)を占領し我が捜索據點を確保する部隊を謂ふのである。從つて要點占領部隊は薄暮、黎明等を利用し派遣せらるゝ場合が多いのであるから、破壊班は勉めて之に跟隨して前進するを有利とする。

c、班と各組との連絡記號を定め置くを可とする。破壊班と繩に依る連絡記號を定むるには、特に重要なる事項に就き簡單なる數種類の記號に止め置くを可とする。

(ロ) 破壊據點への前進

a、前進部署(接敵隊形)は、指揮掌握確實であつて、特に左の條件に適合する如く決定するを可とする。

○運動容易なること

○四周に對し警戒を嚴にし敵の奇襲に對し直ちに應じ得ること

○據點到著後の部署容易なること

接敵隊形の一例左の如し

其の一 (作業隊曹長の指揮する作業分隊一及一般分隊一より成る破壊班)

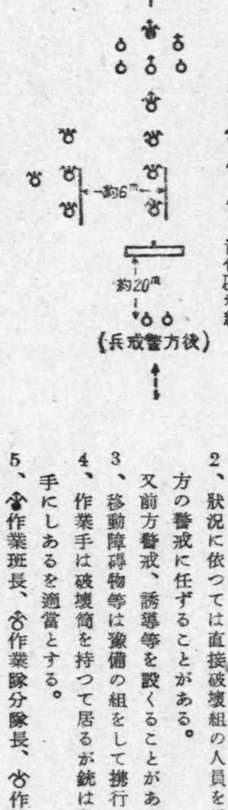

備考

1、各距離間隔は敵情、地形及明暗の度に依つて異なり一定し得ざるものである。

2、狀況に依つては直接破壊組の人員を以て側方、後方の警戒に任ずることがある。又前方警戒、誘導等を設くることがある。

3、移動障碍物等は豫備の組をして携行せしめる。

4、作業手は破壊筒を持つて居るが銃は負ふことなく手にしあるを適當とする。

5、◎作業班長、◎作業隊分隊長、○作業隊兵。

其の二 (小隊長の指揮する一般分隊二、作業分隊一より成る破壊班)

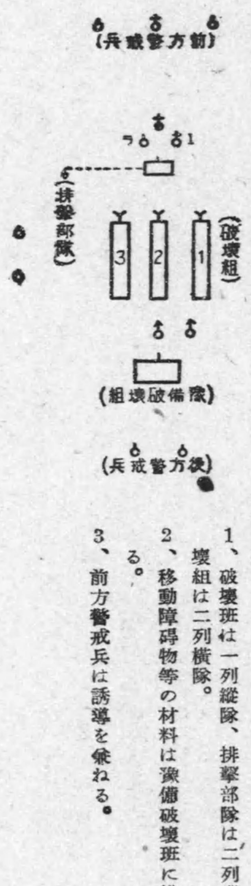

備考

1、破壊班は一列縦隊、排撃部隊は二列縦隊、豫備破壊組は二列横隊。

2、移動障碍物等の材料は豫備破壊班に携行せしめる。

3、前方警戒兵は誘導を兼ねる。

b、前進

○狀況特に敵情、敵との距離、地形、明暗の度等に依つて異なるも、特に靜肅を旨とし、敵に近接せば匍匐し或は遮障を以て障蔽しつゝ前進する等嚴に行動を祕匿することが緊要である。

○前進間不意に敵火を受けたり又は敵一部の奇襲を受くることがあつても、確實に部下を掌握し、且方向の維持に注意することが緊要である。

○障碍前の敵監視兵尚現存しある場合に在つては、破壊據點到著前に豫め一部を以て之を刺殺若くは捕獲せしめること。

○接敵の爲の時間の一例は左の如くである。

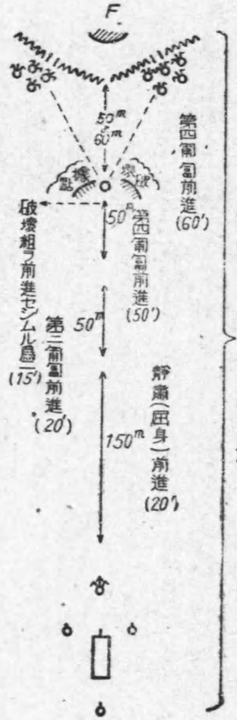

破壊能力（二人協力破壊　約一時間三十分）
（深さ六米）（一人破壊　約二時間）

細線を有するものにあつては更に時間を要する。

(ハ) **破壊據點の占領**

a、豫め決定しある破壊據點の直後に至れば、破壊班は停止し破壊據點の位置を確めたる後先づ掩護に任ずる組及豫備の破壊組等を以て所要の方向に警戒兵を配置したる後、爲し得る限り班長自ら各位置を標示して配兵し以て破壊據點を占領する。

b、破壊據點に於ける配兵は、四周に對し防禦し得る如く配置し、且遮障、土嚢、防楯等を利用し或は輕易なる障碍物等を利用するを可とする。

c、破壊據點は企圖の祕匿上土嚢等を利用して射擊設備を行ひ、若し土嚢等を利用し得ざる場合に在つては、極力地形地物を利用して作業量を輕減し掩體を構築することが緊要である。而して爲し得れば掩體

は膝射程度とするを可とする。工事に方つては特に遮障、防楯等を利用し、隱密に實施するの著意を緊要とする。

障碍物を設置するに方つては自己の進出を妨害せられざる如く著意するを要する。

破壊據點占領の一例

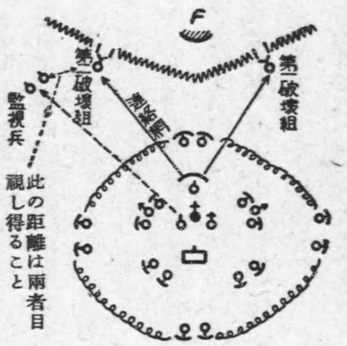

備考

1、破壊據點の位置は鐵條網の前緣より暗夜に在つては約四、五十米、月明に在つては約七、八十米とするを可とせん。

2、敵に對し顧慮ある方向に對しては要すれば破壊組の側方近くに監視兵を配置す。

3、障碍物中 [illegible] は普通の蛇腹型鐵條網を、[illegible] は極く輕易なるもの（小針金等）を示す。

(3) **破壊の實施に就て**

破壊據點を占領せば、速かに警戒の處置を講じ、敵の出擊に備へたる後直ちに破壊組を前進せしむるを通常とするも、作業の爲時間に餘裕なき場合に在つては、到著後直ちに前進せしむることがある。**破壊實施の要領を記述すれば次の如くである。**

(イ) **障碍物の破壊は隱密破壊に依るを本則**とする。狀況隱密破壊を許さざるとき强行破壊を行ふものなるこ

とは、操典の明示しある所である。
而して夜間其の何れに依るべきやは、主として障碍物破壊に使用し得べき時間の長短に依つて決定する。

(ロ) **隱密破壊に於て破壊組を推進**するには、班長は破壊組に對して現地に就き更に的確に破壊位置若くは方向を示し、且破壊完了の時刻、爆破の時機、完了後の行動、强行破壊移轉の要領竝に豫め破壊筒を携行するや否や等に關し未だ指示しあらざる所要の事項を指示するを要す。

尙破壊據點より距離を標示したる連絡綱を展張せしめ且必要の連絡記號を定め置くを可とする。

(ハ) **隱密破壊に於ては器具に依るを通常とする。**又隱密より强行に轉移する場合に於ても、狀況之を許せば其の儘器具に依るを可とする。何故なれば破壊口の的確なる位置を敵に不明ならしむると共に全般的破壊企圖を祕匿し得るからである。

併しながら狀況之を許さざる場合に在つては、器具による隱密作業から破壊筒に依る强行爆破に轉移せねばならぬ。此の場合に於ては通常破壊筒をば據點の位置に殘置してあるので、强行の顧慮あるに至れば直ちに破壊地點に運搬し準備せしめねばならぬ。但し狀況に依つては破壊筒を豫め破壊組に携行せしめ破壊地點附近に置いてある場合もある。

(ニ) **最初から爆破の强行作業に依る場合**に在つては、破壊筒を隱密に挿入し時機を待つて爆破するか或は挿入と同時に爆破せしめる。而して爆破の時機は、我が企圖を祕匿する爲に勉めて突入時機に近く選定し、爆破と突入との間に間隔を置かざることが緊要である。

(4) **破壊間の動作に就て**

(イ) **破壊班長は、常に敵情及作業の進捗に注意し且中隊及協力部隊と緊密に連絡し、破壊の景況竝に新なる**

敵情の報告(通報)に勉める。

(ロ) 破壊作業間敵の妨害を受けたならば、據點を占領しある部隊を以て排撃する。敵小部隊の出撃に對しては、白兵或は射撃(月明時)を以て又正面より妨害する敵に對しては要すれば射撃を以て破壊組を掩護する。

(ハ) 屢、敵の妨害を受け隱密破壊の實施困難となつても、**欺騙、牽制等有ゆる手段を講じて**執拗に隱密破壊**の完成に勉む**ることが緊要である。而して**欺騙、牽制の手段**としては、豫備破壊組を以てする他方面より行ふ僞破壊作業、煙の使用、射撃等である。

(ニ) 有ゆる手段を講ずるも敵に發見せられ隱密破壊の續行遂に不能となつた場合に於ては、直ちに鋏斷に依る强行作業に轉移せしむるか或は又鋏斷作業を中止して破壊筒に依る爆破作業に轉移するか且又一時作業を中止して計畫的强行破壊の時機を待つことにするかは、狀況特に中隊長より受けて居る命令に依つて決定することになるのである。

(ホ) 强行作業に轉移するに方つては、狀況の許す限り速かに企圖を示して破壊組に準備の餘裕を與ふることが緊要である。又破壊筒に依る場合に在つては、指示せられた時間を嚴守せしめ、齊一に爆破せしむることが特に緊要である。

(5) **破壊完了後の行動に就て**

(a) 破壊完了せば破壊口に至る爲に所要の標示を爲すことが緊要である。

(b) 敵の補修を妨害し破壊口を監視せしむる爲、破壊組の若干名と少數の掩護兵とを破壊口に配置し、之を監視せしめる。

(c) **絶えず後方との連絡を確保し、**破壊の景況竝に新に得たる敵情等を逐次報告する。

(d) 破壊據點と破壊口及破壊口と敵陣地間の距離竝に方向關係等を爲し得る限り精密に測定或は偵知し置くことが緊要である。

中隊より出さるる障碍物破壊班の動作（例一）

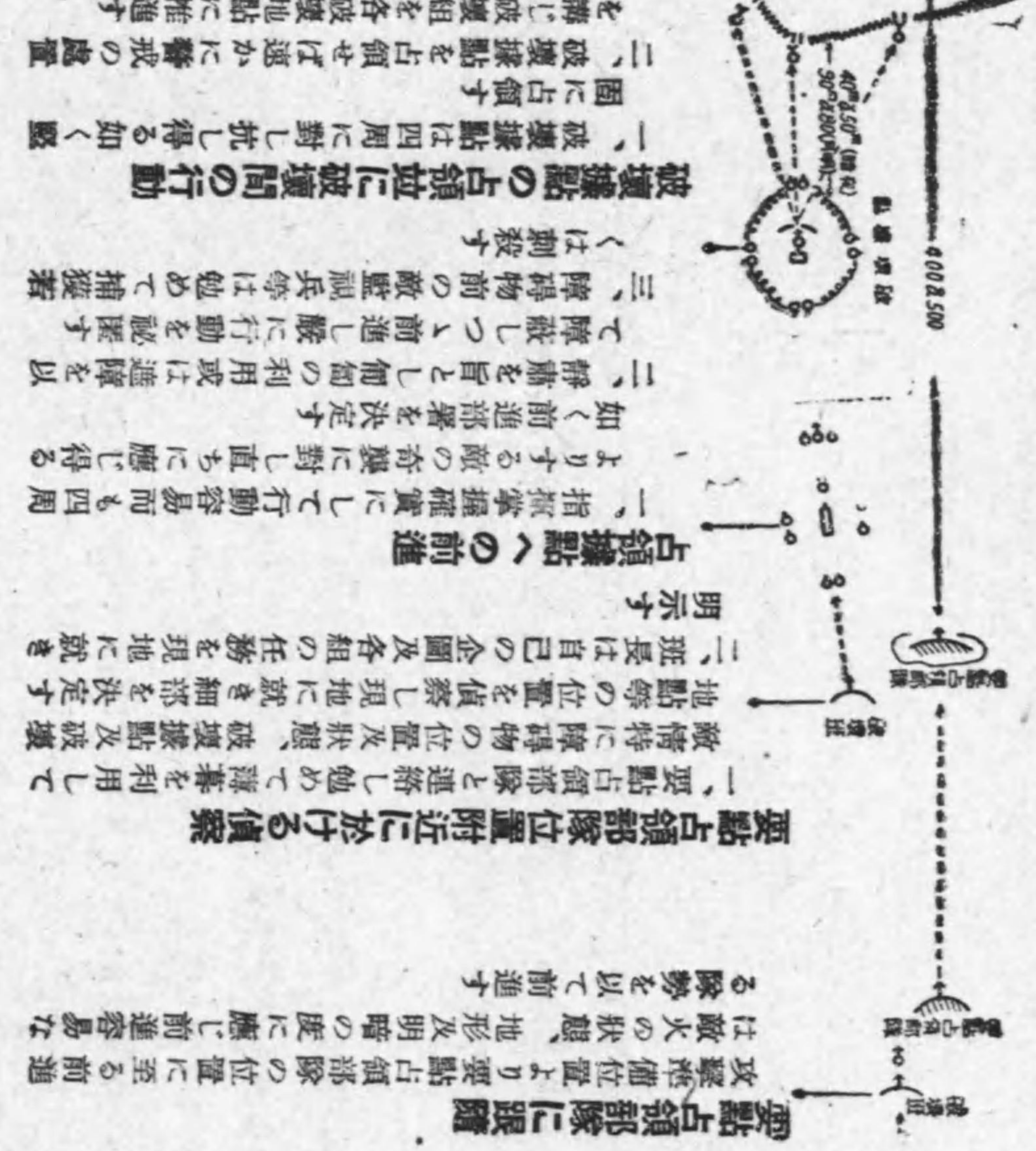

中隊命令の要旨

㋑ 第三小隊（二分隊欠、作業隊一分隊屬）は障碍物破壊班となり陣地前の障碍物に隠密作業により二箇の破壊口を開設すべし

第二百十三(213)

新 夜間敵ニ近接スル中隊ハ行動容易ナル隊形ニテ**静肅ニ前進シ所要ノ方向ニ斥候ヲ**出シテ警戒セシメ大隊長トノ連絡ヲ確保シ前進方向ヲ維持シ縦ヒ連絡ヲ失フモ確實ニ目標ニ到達スル如ク處置ス

草 夜間敵ニ近接スル爲前進スル中隊ハ行動容易ナル隊形ヲ選定シ前方及側方要スレハ後方ニ斥候ヲ出シテ警戒セシメ大隊長ノ許ニ連絡者ヲ出シ基準中隊ヲ示サレタルトキハ確實ニ之ト連絡シ其動作ニ準シテ運動スヘシ縦ヒ不測ノ狀況ニ遭遇シ基準中隊ト連絡ヲ失スルコトアルモ確實ニ目標ニ到達シ得ル如ク處置シアルヲ必要トス

中隊獨立シテ行動スル場合ニ於テハ行進方向ノ維持ニ關シ特ニ豫メ周到ナル準備ヲ整フルヲ必要トス

說明 本條は**中隊の前進部署及接敵行動に關し記述せられたもの**であつて、新操典に於て特に改正せられたる點は、

(一) 事變の教訓と近代戰の要求とに鑑み**所謂敢爲前進主義を廢止し静肅前進主義を採用せらる。**

(二) **大隊は通常主力を集結して敵に近接するの主義**を明確にせられた結果、中隊の接敵行動も亦之に適應する如く**所要の方向に斥候**を出す如く字句を改正せらる。

其の他に於ては修文簡潔にせられたのみであつて、趣旨に變りはない。

以下本條に關し說明すことゝする。

1、大隊の接敵部署に就て

中隊の接敵前進を研究するには、先づ大隊の接敵前進の部署を明かにするの要がある。

大隊接敵前進の部署に關しては「歩操第五百四十四」に明示されてある。即ち、

夜間攻撃ニ在リテハ大隊長ハ通常主力ヲ集結シテ敵ニ近接シ次デ中隊ヲ分進シ突撃ヲ準備セシム

狀況ニ依リ第一線中隊毎ニ敵ニ近接シ突撃ヲ準備セシムルヲ利トスルコトアリ此ノ際大隊長ハ其ノ行動ニ關シ

所要ノ規正ヲ行フ

とある。

右の條項に依つて**大隊の接敵部署を考察して見ると、**

一、通常の場合

大隊長は大隊主力を集結して接敵し愈、敵に近接し**第一線中隊に突撃を準備せしむる爲に分進せしむるの要ある地點に到つて始めて分進せしむる**ことになるのである。

蓋し夜間の攻撃に於ては、暗黒の爲、指揮掌握、方向の維持、連絡の確保等共に至難とする所であつて、動もすれば錯誤混亂を生じ易いのである。從つて**夜間に在つては、戰術單位たる大隊を以て攻撃の單位**となし、部署を單純にして錯誤や混亂を防止するの要があるからである。

二、特別の場合

狀況特に敵との距離、大隊の隊勢等に依つては、第一線の中隊毎に近接せしむるを利とすることがある。例へば晝間敵に近く展開隊勢に在つて攻撃を準備しつゝ夜に入つた狀況に於ては、寧ろ展開した第一線中隊は其の位置から接敵せしむるのが有利である(中隊は敵情、地形を明確に承知しあつて的確に接敵を準備し得るからである)。併しながら、此の場合に於ても爲し得れば大隊長某方面の中隊及大隊主力を直接指揮して近接するのが良いのである。又此の際**直接指揮せざる中隊に對しては、其の行動に關し所要の規正を行はねばならぬ。**卽ち中隊の發進すべき時刻、要すれば進路等を示して企圖の祕匿、擅著等を來さない樣注意しなければならぬのである。

三、中隊を分進せしむべき位置

中隊を分進せしむべき位置は、狀況、地形に依つて一定することが出來ないが、第一線中隊の突撃に便ならしむる爲には、**勉めて敵に近接せしむるのが有利である。**併し過度に近接せしむるときは、我が企圖を暴露するの虞があるばかりでなく、敵の妨害を受けて突撃準備に支障を來すことになるから、此の點に關し特に注意しなければならない。從つて**分進の位置は、**大隊の突撃準備の爲先遣しある**捜索據點の位置**を利用して其の掩護下に選定するを可とする。

大隊接敵要領の一例を圖示すれば、次の如くである。

其の一　大隊主力を集結して近接する場合

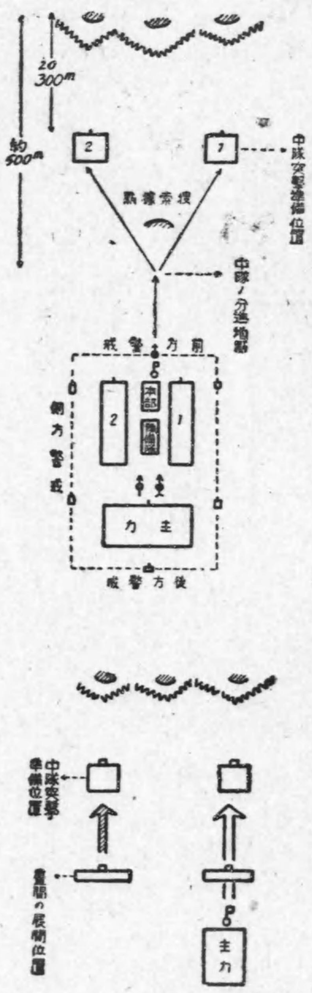

其の二　中隊毎に敵に近接する場合

Ⅱ、中隊の接敵部署に就て

㈠　中隊の接敵隊形に就て

中隊の接敵隊形としては**左の三つの要件**を具備しあることが緊要である。

(1) **行動容易なること**

(2) **指揮掌握に便であつて小隊、分隊等の各單位の混淆を來さざること**

(3) **警戒に便なること**

而して右の三要件を具備しある隊形としては、**併立縱隊**を最も可とする。從つて戰例に依つて見ても多くの場合此の隊形が用ひられて居る。併しながら地形其の他の關係で併立縱隊に依る行動が困難な場合がある。斯る場合に在つては止むなく縱隊若くは之に準ずる隊形を用ふることとなるのである。

其の一　大隊接敵隊形の一例

縱隊を以てする場合に在つては、勉めて縱長を短縮すること及各小隊に警戒に關し明確なる指示を與ふることが特に緊要である。

今理解を容易にする爲大隊の接敵隊形の一例をも併せて研究することにする。

大隊の接敵隊形の一例を示せば上圖其の一の如く又中隊接敵の隊形の一例は次頁要圖其の二の如くであらう。

(二)　**警戒に就て**

中隊の接敵前進に於ける警戒に關しては、草案に在つては「前方及側方要すれば後方に斥候を出して警戒す」とあつたのであるが、新操

其の二　中隊接敵隊形の一例

備考

一、2は左第一線攻撃部隊とす

二、I及IIの各一分は中隊長の手裡にある排撃部隊

三、各小隊は分隊長を先頭とする一列縱隊を併立した隊形即ち

典に於ては「**所要の方向に斥候を出して警戒す**」と改正せられたのである。其の理由とする所は、中隊の接敵前進は前にも述べた通り

(1)　大隊内に在つて前進する場合

(2)　中隊獨立して前進する場合

(3)　大隊内に在つて前進し續いて中隊分進地點より突撃準備位置に向つて前進する場合

の三つの場合があるのである。從つて此の三つの場合の何れにも適用することが出來る樣に「所要の方向」と云ふ字句を使用することになつたのである。

(1)　**大隊内に在つて前進する場合**

此の場合に在つては、大隊長から各中隊に**其の警戒擔任區域を配當**せらるゝのである。從つて中隊は大隊長から命令せられた方向に斥候を派遣し、直接警戒に任すれば良いのである。

大隊長の警戒區域配當に關する命令の一例を示せば次の如くである

大隊主力は夜襲の爲左の如く集合すべし

一、集合位置及時刻

○○村北側畑地、細部は大隊副官をして現場に於て指示せしむ

二、警戒擔任

前方及左側　第一中隊
右　側　第二中隊
後　方　第三中隊

(2) **中隊獨立して前進する場合**

此の場合に在つては、中隊自ら前方及側方要すれば後方にも即ち**四周に對し斥候を派遣**して警戒することになるのである。尙途中に於ける敵の妨害を所要に應じ自ら排撃する爲に、中隊長は**若干の部隊**（排撃部隊と稱する）**を掌握することが緊要である。**而して排撃部隊の兵力は、敵情の判斷に應じて異なるのであるが、一分隊以下の兵力とするのが通常である。

中隊主力と警戒斥候との離隔の度は、狀況特に地形及明暗の度に依つて異なるのである。暗夜に在つては先づ敵の手榴彈投擲距離を顧慮して概ね「四十米」とするのが適當であらう。

(3) **中隊分進地點より突撃準備位置に向つて前進する場合**

此の場合に在つては(2)の場合に準じて警戒すれば良しい。

(ニ) **連絡に就て**

(1) **要　旨**

(イ) 夜暗は目視が困難であるばかりでなく、音聲を發することも亦避けぬばならぬのであるから、「連絡の確保」と云ふことは中々難かしいことである。從つて中隊長は連絡に關する準備を周到にし、各種の手段を盡

くして如何なる狀況に遭遇するも連絡の確實を期することが特に緊要である。

(ロ) 連絡を確保するには、**責任者相互の直接會同に依るを最良**とするものである。故に中隊長は豫め連絡に關する事項を規定し、勉めて晝間に於て各小隊長及指揮班長を集め接敵間及突入後に於ける連絡に關する規定事項を綿密詳細に指示し、且各隊長及指揮班長相互の間に所要の協定を爲さしめ、以て各小隊をして連絡の確保に過誤なからしむることが緊要である。

(ハ) **夜間の連絡には特に確實なる手段を用ひ且錯誤防止の爲簡單なる方法に留意することが緊要である。**從つて夜間の連絡は主として傳令に依るのが通常である。併しながら**簡單なる事項**は電燈等を以てする記號に依つて連絡せしめることが多い。

(ニ) **連絡の施設**は上より下へ行はるゝのが新操典の原則である。從つて大隊と中隊との連絡には大隊連絡班又中隊と各小隊との連絡には中隊指揮班が任ずるのが當然なのであるが、下級部隊としては、單に上級部隊の連絡施設にのみ依存することなく、**自ら連絡兵を配置し或は傳令を派遣する等積極的に連絡の處置を**講ずるの著意は夜間に於ては極めて緊要とする所である。

(2) **大隊本部及中隊長の位置標示**

連絡を確保する爲には、相互の**位置を標示する**ことも亦極めて緊要なことである。從つて大隊長は大隊本部竝に中隊位置の標示に關し規定を設くることになるのである。而して

(イ) 大隊本部の位置標示の爲には通常「標示燈」を使用し時として標識を定めることがある。

(ロ) 中隊の位置標示には、燈火（色燈）、信號彈、火箭等を使用する。而して其の種類、信號要領、時機等に關しては、**大隊長之を規定**するのである。

(3) **中隊指揮班の連絡任務に就て**

◎**指揮班長**

(イ) 中隊長の企圖竝に大隊及中隊の連絡規定を明確に詳知し中隊の責任者となり常に狀況を判斷して戰況の推移を豫察し且大隊及部下各小隊の行動に注意し戰機に投合する連絡の確保に任ず

(ロ) 大隊長との連絡(中隊に派遣せられたる大隊連絡手、六號無線、有線手等を區處す)

(ハ) 破壞據點との連絡、之に對する傳令の配置及連絡責任者指定

(ニ) 破壞據點に至る間の標示竝に目標燈基準線の設置

(ホ) 指揮班各分課下士官に對し連絡に關する任務の附與

◎**分課下士官**

(イ) **曹長**は大隊本部に在つて大隊連絡班長と連繫し連絡を密にする

(ロ) **連絡掛**は主として連絡の爲の傳令の配置、敵陣地奪取時に於ける大隊長との連絡(記號　電燈等を圓形に振る)を擔任する

(ハ) **兵器掛**　連絡諸材料の受領及分配を擔任

(ニ) **瓦斯掛**　突入後に於ける連絡標示の準備に任ずる

(ホ) **給養掛**　殘置部隊たる自動砲との連絡に任ずる

◎**兵**

連絡掛の命に依り適時各小隊との連絡に任ずる

(4) **方向維持に就て**

夜間攻撃の爲の接敵間確實に方向を維持することは、極めて重要なことである。殊に廣漠地に於ける方向維持及縱深深き陣地內の方向維持は極めて困難とする所である。故に中隊長は、身を以て其の責に任じ、爲し得る限り地形地物を暗識して方位を確定し、各種の手段を併用し、斷乎たる信念を持して確實を期し、以て所望の目標に到達せねばならぬ。

夜間に於ける方向維持の爲の手段方法に關しては「歩操第五百四十六」に明示せられてある。卽ち

夜間方向維持ノ爲ニハ成ルベク地物ニ依リ其ノ方向ヲ定メ或ハ豫メ前方若クハ後方ニ行進方向ノ基準ヲ標示シ且薄暮ニ乘ジ標示材料、標兵等ヲ以テ進路ノ標示ヲ行ヒ又選拔セル斥候ヲシテ誘導セシムルヲ可トス何レノ場合ニ於テモ磁石、經路機等ヲ併用ス

敵陣地內ニ於ケル方向維持ノ爲ニハ特ニ周到ナル準備ヲ必要トス此ノ際光彈等ヲ利用シ得バ有利ナリ

以下方向維持の方法に關し說明を加ふることとする。

(1) **磁石に依る方法**

磁石は眞北を指示するを以て方向維持上缺くべからざるものである。從つて他の何れの方法に依つて方向を維持する場合に於ても常に磁石を併用することが肝要である。

九三式携帶羅針に依る法

九三式携帶羅針に依る法は、**使用法簡便で而も使用に熟練して居れば比較的正確を期することが出來る**ので、中隊以下に在つては通常之を以て主要なる方向維持の手段として利用せらるゝのである。

九三式携帶羅針の利用に方つて著意せなければならぬことは、地障等の爲一度方向線を離るゝときは再び**其の方向線內に入ること誠に困難なること是である。而して又其の正確の度は、使用者の伎倆に依つて大**

なる差を生ずる。從つて中隊長は平素から機會を求めて各種の狀況に應ずる使用法を訓練して置くことが緊要である。

◎使用法に於て

(イ) 一般的使用法

先づ晝間に於て羅針を腕より脫し到達せんとする目標に對し豫め矢標を一致せしめる。次で磁針と矢標との離隔度を分畫にて確めて之を記憶し磁針を動かざる如く固定する。

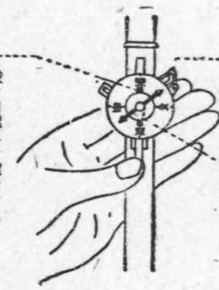

夜となり前進を起さんとするときは磁針の固定を解いて矢標と磁針とが晝間記憶して置いた分畫を保つ如くに羅針を保持し、矢標に依り前進するのである。

約五十米前進すれば停止し磁針の固定を解いて再び前進方向を確め、更に磁針を固定して前進するのである。

斯樣にして概ぬ五十米毎に反復して遂に目的地に到るのである。

(ロ) 實用的價値

中隊に於て屢〻實驗した結果に依ると、平易なる地形に於ては千五百米の距離を約五十米以內の誤差を以て目的地に到達し得るのである。尙同を重ぬるに從つて其の誤差を減少することが出來る。又前進速度も一分間七十米內外であるから、夜襲部隊の行動を掣肘することもなく實用上大なる價値を有するのである。

(ハ) 使用上の注意

磁石使用者は銃を背負ひ帶劍を後方に廻はす等鐵類を磁石に近づけざるの注意が必要である。

中隊に於ては夜間方向維持の爲伎倆優秀な兵員若干名を選拔して、磁石使用の專任者とし、絕えず訓練し置くを可とする。此の場合同一人には常に同一の磁石を使用せしむるの著意を必要とする。

尙障碍物等に遭遇し一時方向線を離るゝの止むなき場合に於て再び方向線に入る要領に就て說明を附加して置く。

◎障碍物に遭遇し一時方向線を離れ後再び該線に入る要領に就て

(イ) 障碍物の前方を通視し得る場合

實施者は助手をして先づ迂回して障碍物の前方方向線上に確實に入らしめ以て其の位置に到る。此の際助手には白旗等を携行せしむるを可とする

(ロ) 障碍物の前方を通視し得ざる場合

(其の一)

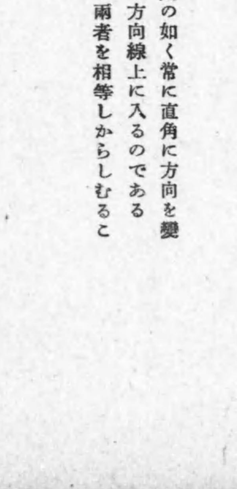

障碍物に遭遇すれば上圖の如く常に直角に方向を變換して障碍物を避け再び方向線上に入るのである

此の際CDAB間を步測して兩者を相等しからしむることが緊要である

（其の二）

障碍物に遭遇すれば助手をして其の位置及後方方向線上適宜の地點に標盤(後中電線)を準備せしめ實施者は迂回して對岸に到つた後に點火せしめ此の燈火に依つて方向線上に入ることになるのである

(2) **九二式經路機に依る法**

經路機の利害は磁石と略〻同樣であるが、其の精度は磁石に比ふれば一層良好であつて、而も前進と同時に其の前進距離を測定し得るの利益がある。併し經路機一般の用法(既製の地圖を賴つて自記指針を常に圖上の進路上に在らしむる樣に經路機を保持するの方法)は、夜間に於ては其の實施稍〻困難であつて、而も前進速度を著しく減少するの不利があるので、經路機使用者は夜襲部隊と共に行動することが困難である。從つて夜襲に之を使用するには、其の操作を特に簡易にし前進速度を大ならしむる爲の特別考案を必要とするのである。以下特別考案に依る用法に關し說明することとする。

◎自記紙に方向線を描き之を基準として前進する法

先づ一萬分の一の地圖を有するときは地圖上に發進地點と進出地點とを連結する方向線を描き、之を其の儘自記紙として(若し地圖の梯尺小なる場合に在つては 方向線のみを一萬分一に伸寫し之を自記紙として使用する)、經路機に取附け、前進に方つては羅針に依つて概定した前進方向に向つて躊躇することなく前進するのである。斯くするときは自記指針は通常方向線より離るゝも方向線との關係を承知することが出來るので、之に依つて前進間適時前進方向を修正することが出來るのである。

此の方法に依る場合に在つては、障碍物等の爲一時迂回することがあつても再び容易に方向線內に入ることが出來るのである。

◎方向維持と距離測定とを各獨立して別個に行ふ法

之は經路機の羅針盤に依つて方向を維持し自記裝置に依つて前進距離を測定する方法である。此の方法に依るときは、自記紙を絕えず觀察するの煩がなく羅針にのみ注意すれば良いのであるから、操作が至つて簡便容易である。且又前進速度も著しく大となつて夜襲の爲の方向維持には極めて適切な方法となるのである。左に其の要領を記述して見よう。

(イ) **標定**

羅針盤を正確に機に取附け指標板心線を羅針盤分畫の零位に一致せしめる。然るときは機は北方方向に指向せらるゝのである。次で指標板を回轉して其の心線を目標(前進方向)に一致せしめ次に其の分畫を零位より反對方向に採る如く指標板を回轉して之を固定するのである。

$\alpha = \beta$

αはN(零位)より目標方間の角度指標板の心線

(ロ) **自記裝置使用**

(a) 零位を中心として梯尺に應する圓を畫く

(b) 長線は千米前進せるを示す

(c) 前進方向を變換すれば再び零位を起點として始める

(d) 短線は方向を變換後更に七百米前進せるを示す

(e) 以上に依つて全距離千七百米前進せることを示す依つて常に前進距離を明かならしむることが出來る。

(ハ) **前進法**

經路手は嚢に固定した指標板の心線と磁針とを一致する樣に前進する。然るときは其の前進方向は目標方向に一致して居るのである。助手は絲を所定の地物に固定するか或は自ら絲を保持して逐次絲を操出さしむるのである。此の際自記裝置によつて使用絲の長さに應じて距離を描畫する。

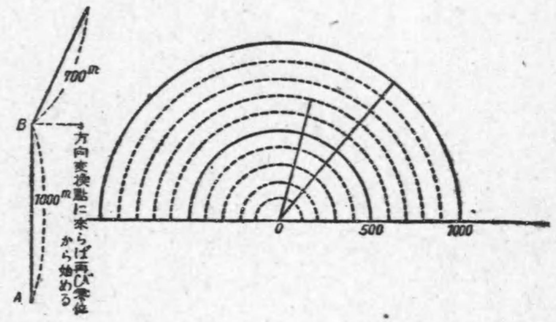

或は助手絲を保持して停止し他の兵前方に到り絲を保持し停止せば前方に躍進し同要領を繰返す。

(ニ) **經路班の編成**

長　下士官　一(經路機を自ら使用す)

助手　兵　四—五(絲の固定或は保持に任ず)

(ホ) **實用的價値**

平易な地形に於て千五百米の距離を前進するに其の誤差は僅かに五米以內である。而も其の前進速度は九三式携帶羅針に依る場合と略〻同樣であるから、實用的價値は極めて大なりといふことが出來る。之を要するに携帶羅針及經路機は、地物等に依ることが出來ない場合殊に夜間敵地內に於ける方向維持の爲、中隊以下の小部隊に於て使用せらるゝことが多いのである。而して之が利用の價値は、器材の精度と使用者の伎倆とに依つて左右せらるゝことが極めて大なるもので、各部隊は平素から磁石や經路機の整備保存に著意すると共に、絕えず之が使用訓練を行ひ、困難なる狀況下に於ても尙且確信を以て方向を維持し得る如く熟練せしめねばならぬ。

(3) **地形地物に依る法**

夜間方向維持の爲には、**成るべく天然の地形地物に依り其の方向を定むることに常に著意**することが緊要である。

日露戰役に於ける第二師團の弓張嶺の夜襲に於て松永旅團長は方向維持に關し次の如く訓示して居る。

暗夜に在りては方向を誤り易きを以て目標を定めて前進するを良とす、若し適當なる目標なきときは方向を一定して直進するを要す。而して前進容易なる地形を選擇することを忘るべからず、之が爲進路上の地形及耕作物の種類等は豫め偵知し置くこと緊要なり。爲し得れば土人の嚮導を用ふるを可とす。

又同夜襲の教訓事項の一節に、

谷地により行進方向を限定せるが故に攻撃目標の誤認又は行進方向を誤る等の虞比較的尠し

とあり。

山頂、抽出樹、獨立樹、獨立家屋等は夜間の目標として適當である。又我が前進路に沿ふ延長物體即ち道路、鐵道、電線、水流、谷地(凹地)、地隙、地類界、並木等は我が方向維持上極めて價値大なるものである。一般に山地は行動困難ではあるが、稜線、山頂等の利用に依つて方向維持は平地に比し容易である。

(4) **地物等に依り難き場合に於ける方向維持**

地物等に依り難き場合に於ける方向維持の方法には、各種の手段があるが、多くは特殊の資材と技術とを要するので、戰場に於て中隊獨自の能力を以て隨時隨所に利用し得る方法手段は、結局は携帶羅針に依る法、經路機に依る法又は前方若くは後方に行進方向の基準を標示する法等の二、三に限定せらるゝことゝなるのである。

携帶羅針に依る法及經路機に依る法は、既に述べた所であるが、玆には前方若くは後方に行進方向の基準を標示する方法に就て說明することとする。

方向基線の標示には多くの場合標燈、烽火又は燈火等が利用せらるるのである。

此の方法は陣前、陣内何れの方向維持にも利用せらるゝの便がある。然しながら正確を期する爲には稍〻技術を要するのであるから、特に周到なる準備を整へ且何れの場合に於ても常に磁石、經路機等を併用する著意が緊要である。

方向基線の標示には、豫め準備携行せる標燈或は所在の可燃性物料(藁、高粱、枯れた樹枝其の他)等を使用する。而して標燈設置には大隊長の統制が必要であつて、中隊各個に實施し企圖を暴露するが如きは絶對避けなければならない。

前方に方向基線を標示し得れば、方向の維持最も確實なるも、敵情之を許す場合がないばかりでなく、縱ひ標示し得たりとするも、敵の妨害を受け除去せらるゝの顧慮大なるを以て、更に**後方に對して方向基線の標示を必要とするものである。**依つて以下後方に方向基線を標示する場合の方法に關し記述することとする。

後方に行進方向の基準を標示する法

此の方法は、我が前進地點の後方に方向基線を標定し其の基線上に燈(烽)火を設置して之に依つて行進方向を維持せんとするものである。而して其の設置法及利用法が適切であれば(磁石、經路機等の併用)行進方向の維持比較的確實であつて、而も部隊の行動に滯滯を來さしむることが少いのである。且又障碍物等の爲一時方向線を離るゝ場合があつても、再び容易に其の方向線に入り得るの利益があるので、陣内の方向維持の爲には最も多く利用せらるのである。併しながら大なる起伏のある戰場に於ては利用が困難である。

◎**設置法**

(イ) **中隊長の部署**

(a) **燈(烽)火設置班の編成**

班長には成るべく將校を可とするも、止むを得ざれば優秀なる下士官を選任する。燈火設置地點の數に應じて必要の人員、材料を以て編成することになる。而して一設置地點には兵一乃至三名を充つるのが通常である。

(b) **命　令**

中隊長は燈(烽)火設置班長に中隊の攻撃目標、進路、燈(烽)火設置地點(僞燈(烽)火を含む)概略の位置、設置作業開始及完了の時機、點火後の行動に關して命令する。

(ロ) **燈(烽)火設置班の行動**

(a) **燈(烽)火設置地點細部の位置の決定**

燈火設置班長は、中隊長の命令に基いて敵情、地形を觀察して標桿等に依つて勉めて正確に方向基線を定め、其の線上に基準となる燈(烽)火の設置地點細部の位置を決定するのである。此の際企圖を祕匿する爲適宜の地點に僞燈(烽)火の設置位置を定むることが特に緊要である。基準となすべき燈(烽)火の敵は少くも二箇を必要とする。出來得れば三箇とするのが良しい。而して各燈(烽)火相互の離隔度は、狀況に依つて異なるのであるが、暗黒時平易な地形に於て二百乃至三百米を適當とする。

(b) **燈(烽)火設置人員の配置**

燈(烽)火設置班長は、燈(烽)火設置地點細部の位置を決定したならば、部下に其の地點を現地に就き明確に指示し置き、通常薄暮に乘じて其の配置に就かしめ、以て其の準備を整へしむることになるのである。

(c) **燈(烽)火設置の一例上圖の通り。**

◎**利　用　法**

(イ) **點火の時機**

火光信號に依り或は豫め時刻に依つて規正し勉めて基準燈(烽)火を以て示すを可とする。

(ロ) **行進方向維持の要領**

中隊長は方向維持の爲後方燈(烽)火を監視する專任者を定めなければならない。此の監視者は前進間概ね五十米毎に(地形、明暗の度等に依つて伸縮する)後方を振返つて二箇以上の基準燈(烽)火を一點に見得る樣に方向を維持するのである。此の際基準燈(烽)火と僞燈(烽)火との區分を確實に承知しあることが緊要である。

(5) **進路標示に依る法**

夜間攻撃の爲に進路を標示するには、通常薄暮に乘じて標示材料、標兵等を以て行ふことは、「步操第五百四十六」に明示してある所である。

◎**進路標示の要領**

大隊長主力を集結して敵に近接する場合に於ては、

(イ) **前進發起地點より中隊を分進せしむる地點に至る迄の進路標示**

(ロ) **中隊の分進地點より突撃を準備すべき位置に至る迄の進路標示**

の二つに區分することが出來る。而して(イ)の進路標示は大隊長の派遣する標示班の任する所であるが、(ロ)の進路標示は第一線中隊の擔任する所である。

(イ) **進路標示の要領は**

先づ前進發起地點(中隊の分進地點)に方向の基準を標示する。次に示されたる進路を前進し適當の距離を存して標示を行ふ。而して各標示の相互の距離は地形、明暗の度及使用し得る標示材料の種類、多寡等を顧慮して決定することになるのである。但し進路方向を變換する地點とか或は障碍の爲迂回を要する地點等には、距離の如何に關することなく必ず標示することが緊要である。斯くして目的地(中隊の分進地點又は突擊を準備すべき位置)に到著すれば、速かに該地點に所要の標示を行ひ標示完了せば、反轉して前進路を逆行し該進路を確認すると共に標示を點檢して標示に所要の修正若くは補足を加へ、以て其の完備を期して前發起地點に歸還し標示完了を報告することになるのである。

標示に方つて晝間から豫め進路上に標示材料を携行せしめた若干組の標兵を潛行配置することが出來れば、標示に極めて好都合である。

(ロ) 標示材料

標示材料として石灰、テープ、繩、微光燈、夜光網、土嚢、截斷紙(新聞紙)等を利用することが出來れば誠に好都合であるが、戰場に於ては此等の材料を得ることは通常困難であるから、勢ひ現地で容易に利用し得る糅草、高粱束、堆土、樹枝等を使用する場合が多い。

(ハ) 標示兵に依る進路標示

標兵に依る進路標示は、多數の兵員を要するので、多くの場合各種の標示を併用せらるゝことになるのである。而して標兵は進路上の要點にのみ配置し兵員の減少に勉めることが緊要である。

(ニ) 標示に方つて特に著意すべき事項

第一に著意せなければならぬことは、**標示に依つて我が企圖を暴露せざることである。**之が爲には、地

形地物を利用し之に依つて標示其の物を遮蔽すると共に標示は我が記憶を喚起する程度に止むることが緊要である。

第二には狀況に應じては**要點に掩護兵を配置し敵斥候等の接近を妨害すると共に、時々標示線を點檢し**敵の撤去又は欺騙的行動(敵は他の方向に標示を變更することがある)を排除して標示線を確保することである。。尙友軍の行動、降雨積雪等に由る標示の消滅を保護することに勉めなければならない。

(6) **選拔斥候の誘導に依る法**

夜間攻擊の前進に方つては、選拔した斥候(誘導斥候と通稱す)をして誘導せしむるのが良しい。之が爲誘導斥候には目的を示して敵情、地形を偵察せしめ、豫め其の進路を標示せしむるのが通常である。誘導斥候は豫め偵察せる地形地物に依つて或は豫め標示した行進方向の基準に依つて確實に方向を維持し、部隊を所命の地點に誘導することになるのである。縱ひ右に述べた基準なき場合に於ても、既に述べた方向維持の有ゆる手段を盡くして確實に所命の地點に誘導し得なければならない。

何れの場合に於ても磁石、經路機等を併用することを忘れてはならない。

誘導斥候の誘導要領

◎出發前の準備

(イ) 武裝の整備特に夜間の標識竝に防音の處置を完全にし

(ロ) 斥候長は斥候の任務、自己の企圖及敵情、進路の景況、方向維持の基準、中隊の前進部署、前進要領等に關し部下に徹底せしめて置く

◎前進部署

中隊の誘導に任ずる斥候前進部署の一例

其の一　誘導に專任せしむる場合

其の二　誘導斥候に前方警戒を兼ねしむる場合

備考

(1)　中隊長と誘導斥候の基準兵との間には距離を標示した連絡綱を展張し、其の綱の端示を中隊長の位置とし、基準兵は此の綱に依つて斥候と主力との連絡を確保すると共に其の距離を常に確知することになるのである。徹光燈を有するときは綱と併用して基準兵の位置を標示するを可とする。

(2)　斥候長と中隊長間には、綱に依る簡單な記號を定めて置くのが便利である。例へば「前進」「停止」「敵襲」等の記號を定めて置くが如きである。

(3)　斥候長は標示の捜索其の他に依り屢〻位置を移動することになるから、更に別の綱を用意し置き必要に應じて基準兵との間に之を使用し連絡を保持するを可とする。

◎前進要領

(イ)　斥候長は常に地形、地物竝に標示を確認して方向を確保することに勉むると共に、更に磁石、經路機等を以て絶えず行進方向を點檢することが緊要である。誘導に方つて犬を利用し得れば有利である。

(ロ)　中隊主力停止した場合に於ては、斥候長は自ら中隊長の許に行つて連絡することに勉むること。

(ハ)　敵の斥候、監視兵等は、之を捕獲若くは刺殺し、敵の小部隊の奇襲に對しては斥候自ら之を排撃して直ちに中隊長に報告すること。

(ニ)　隊形變換を要する障碍物に遭遇した場合若くは目的地點に到著した場合には、速かに中隊長に報告すると共に中隊の行動を掩護すること。

(7)　**天體に依る法**

天體の利用に依る方向維持は、磁石、經路機等の併用に依つて簡易に出來るので、他に手段方法なき場合に於ては屢〻利用せらるゝのである。而して天體中特に價値大なるものは北極星であつて、月は之に次ぐものである。

(イ)　**北極星に依る法**

北極星は北方位に在つて其の光輝明瞭である。而も地球の自轉に依つて其の位置を偏移することがないので、方位判定の基礎となるのである。

北極星を發見するには、大熊星(北斗七星)竝に女帝星(通稱M字星)との關係を十分に了解して居らなければならない。卽ち北極星は大熊星の二星a、bを連結する線の延線上ab兩星の隔離度の約五倍の所に在る

北極星位置ノ圖

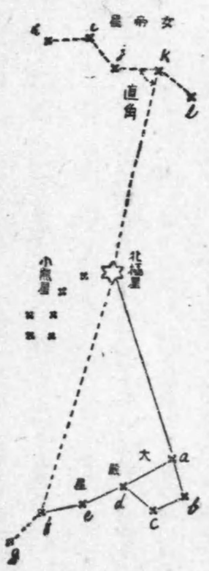

のである。又大熊星の發見困難なる場合(大熊星雲に隱れある場合)に於ては其の反對側に在る女帝星に依つて其の中央ik星を連ぬる線の直角方向に在る光輝明瞭な恒星であるから發見が容易である。

(ロ) 月に依る法

月は盈虧の狀態を知得することに依つて方位を判定することが出來るのである。卽ち新月の頃は月を認めることが出來ないが、月齡四分の一に至れば上弦の月とし前半夜、滿月時に至れば終夜、月齡四分の三以後に至れば下弦の月として後半夜天空に仰ぐことが出來るのである。從つて月の位置と時刻との關係に依りて方位概要を判定し得るのである。今其の基準を述ぶれば次表の如くになるのである。

月齡	時刻	方位
滿月	十時	東
	二十時	南
	六時	西
上弦四分の一	十時	南
	二十時	西
下弦四分の一	二十時	東
	六時	南

備考　月の運動は太陽に遲るることが一日約五十二分であるから、其の他の月齡に在つては其の時刻に依つて概略の方位を判定することが出來るのである。

第二百十四(277)(283)

新　夜間敵ニ近接スルニハ中隊長ハ先頭ニ立チ記號ニ依リ指揮シ他方面ノ銃聲又ハ喊聲ニ牽カレ前進方向ヲ換フルコトナキヲ要ス

前進中敵ノ照明又ハ有效射撃ヲ受ケタルトキハ一時停止シ若クハ陰影ヲ利用スルヲ可トス此ノ際前進ヲ澁滯シ又ハ前進方向ヲ誤ラザルヲ要ス

前進中敵ノ小部隊、監視兵、犬等ニ遭遇セバ警戒ノ爲ノ斥候ハ之ヲ急襲シ又中隊長ハ若干ノ部隊ヲ豫メ手裡ニ存シ所要ニ應ジ之ヲ使用スル等ノ適宜ノ處置ヲ爲シ中隊主力ハ一意敵ニ近接ス

草　省略

說明　本條は接敵前進間に於ける中隊長の指揮要領に關し記述せられたものである。本條は草案に於ては二條に分割記述せられてあつたが、新操典は之を一條に一括し且敵の擾亂部隊及犬等に對する急襲動作を增補せらる。其の他に於ては草案の趣旨に何等の變化を認められない。以下各項に就き說明を加ふることとする。

接敵前進間に於ける中隊長の指揮

(イ) 前進要領

(1) 中隊長の位置に就て

夜間の接敵運動間に於ける中隊長の位置は、常に中隊の先頭であることを明示せられた。蓋し夜間の攻撃に在つては、中隊は一體となり如何なる障碍又は困難に遭遇するも一絲紊るることなき鞏固なる團結を最も必要とするのであるから、此の際中隊の核心となり志氣結合の基礎となるべき中隊長が率先陣頭に立つて中隊を指揮誘導することは當然のことである。

(2) **記號指揮に就て**(第二百十の三の說明を是非參照せられたい)

夜間は音聲に依る指揮は避けなければならない、從つて多くの場合記號に依つて指揮することになるのである。記號による指揮に就ては、既に說明して置いたから(第二百十の三の說明參照)、此處には省略し唯記號の選擇竝に記號材料に就き一言附加して置く。**記號は單純で兵の記憶理解容易なるを可とする**。妄りに多くの記號を設けて複雜なるは齟齬を生ずる因となるから、注意を要する。從つて使用すべき記號は步操總則第十一に規定しあるもので大體間に合ふのであるから、必要に應じて若干の記號を臨時に定むれば宜しい。

接敵運動間使用すべき記號の主なるもの

(イ) **步操第十一の記號**

前進　記號旗(指揮棒又は白布等)を高く擧げ次で之を進むべき方向に伸ばす

停止　號旗を高く上げ直ちに下ろす

駈步　前進の記號を迅速に數回連續する

(ロ) **臨時に定むべき記號**(必要に應じ定む)

方向變換　障碍物に遭遇した場合若くは行動容易なる地形を利用する等の爲屢〻方向を變換するの必要がある。

隊形變換　障碍物通過の場合若くは豫定の地點に到著した場合に於ては屢〻隊形の變換を要することがある。

地形及障碍に對處する行動や到著地點に於ける隊形等は、事前に於ける偵察により豫め決定し得るのであるから、出發前豫習を實施せば簡單なる記號に依つて容易に指揮し得ることと思ふ。記號はどんなものでも徹

底せしめて置けばよいのであつて、決して一定する必要がない。例へば方向變換の場合は指揮官が隊に面し記號旗を高く擧げ次いで變換すべき方向に倒すとか、又隊形變換に於ては記號旗を高く上げ頭上に於て半圓を畫くとか定むるが如きである。

(ハ) **記號用資材に就て**

記號の爲使用せらるゝ材料としては、**通常標旗**であるが、動もすれば敵に目視され易いから、指揮に支障を來さぬ範圍に於て勉めて小なるを可とする。其の他指揮棒或は白布等も屢〻利用せられる。

(ニ) **敵の照明及有效射擊を受けたる場合**

前進中敵の照明又は有效射擊を受けた場合に於ては、我が行動を祕匿する爲又は其の效力を減殺する爲に一時停止するを可とする。而して照明に對しては勉めて陰影を利用し或は平坦地に在つては伏臥し以て敵の照明を避くることが緊要である。此の際特に注意せなければならぬことは、照明下に在つては頭を地に著け絕對に動かざること及照明火を直視せざることである。蓋し照明下に於ける移動は、敵に發見の機を與へ兵力竝に企圖を暴露し易いのである。又照明火の直視は我が視力を障碍し照明消滅直後記號に卽應し得ざるばかりでなく、敏活なる行動を妨害し一時攪著混亂を生じ易いからである。併しながら指揮官(中隊幹部)及敵情の搜索監視に任ずる斥候等は、照明機を利用して敵情を視察するの著意を必要とする。指揮官は又此の時機を利用し部下の狀態を點檢し掌握を的確ならしむることが肝要である。夜間の射擊と云ふものは、至つて效力がないものであるから、伏臥若くは地形地物を利用すれば容易に其の損害を避け得るのである。

照明及射擊に對しては、一時停止して其の效力を減殺するのが最も良いのであるが、**全般の狀況上其の前進を遲滯することが出來ない場合**がある。斯かる狀況下に在つては、陰影又は地形地物を利用して匍匐或は屈身を以て

銳意前進を繼續するを可とする。又狀況に依つては適宜隊形を開き或は煙の使用等に依つて敵の目視又は損害を避けつゝ前進を繼續するを可とする。但し何れの場合に在つても、其の前進方向を誤らないことが特に緊要である。殊に敵の射撃には誘惑せられ易いものであるから、下級幹部以下兵に至る迄、前進方向を的確に承知せしめ置くことが肝要である。

草案には「迅速ナル前進ヲ敢行スル場合ニ於テハ縱ヒ敵ノ照明、射撃等ヲ受クルモ停止スルコトナク一意所望ノ方向ニ急進スルモノトス」とありたるも、新操典に於ては企圖の祕匿を重視し削除せらるゝに至つた。

(ニ) 敵の小部隊、監視兵、犬等に對する動作

敵は各種斥候を派遣し我が企圖を捜索するのみならず、積極的に小部隊時としては相當有力なる部隊を我が行動區域内に潜入せしめ、攪亂に勉むるものである。從つて中隊長は此等の敵の妨害を所要に應じ適時自ら排撃するの爲に若干の排撃部隊を直接手裡に掌握しあることが緊要である。

排撃部隊の兵力は、中隊に在りては通常一分隊以下であるを可とする。而して排撃部隊は、我が行動間に於ける敵の小部隊の攪亂を排除し中隊主力をして此等に關與することなく一意敵に近迫せしむるに在る。

敵は我が夜襲企圖偵知の爲我の通過すべき地點又は我が近接を知るに便なる地點等に斥候を駐止若くは潜伏せしめ置くものである。又**警戒の爲に犬を歩哨と併用し**以て警戒の確實を期して居るのであるから、我が警戒斥候は此等に遭遇した場合に於ては躊躇することなく之を急襲し捕獲又は刺殺するを可とする。

第二百十五(282)

新 **中隊突撃ヲ準備スベキ位置ニ到ルヤ前方ニ派遣シアル部隊等ト速カニ連絡シ**地形特ニ障碍物破壞ノ狀況ヲ明カニシ**突撃部署ヲ確定シテ部下ニ徹底セシメ諸準備ヲ完了ス此ノ際破壞口ノ通過掩護ノ爲煙ヲ準備シ或ハ一部ヲ豫メ前方ニ進ムル等ノ處置ヲ講ズルヲ可トス**

草 略す

說明 本條は、**突撃準備位置に於ける中隊長の爲すべき事項に關し記述**せられたものである。而して新操典に於ては其の事項に關し一層具體的に且的確に明示せらる。卽ち

(一) 突撃準備の位置に於ける中隊長の爲すべき事項としては、**先づ前方に派遣しある部隊と連絡して突撃の部署を確定し之を部下に徹底せしむべきこと**を增補明示せらる。

(二) 障碍物通過に方つては敵重火器の射撃を受け或は出撃に依る妨害を受くるの顧慮益〻增大せる現代戰に對處する爲**豫め煙を準備すること或は又一部を潜進せしめ破壞口を確保するの處置**も必要とすることを增補明示せらる。

以下各項に就き說明を加ふることとする。

(一) 突撃準備位置に於ける中隊長の爲すべき事項

(1) 突撃準備位置に就て

中隊の突撃準備位置は、勉めて敵陣地に近く選定するを可とする。併しながら過度に接近せしむることは避けなければならない。何故なれば過度に接近するときは絕えず敵の妨害を受け易いばかりでなく、時に豫期せざる**戰鬪を惹起**することになるからである。從つて突撃準備の位置を定むるには、敵の夜間に於ける火網の縱深を**顧慮**して、**平易なる地形に於ては敵陣地前三百米附近に選定するのが通常である。**

突撃 備の位置は、將校斥候(要すれば標示班を設け同行せしむ)をして豫め標示せしむるを可とする。該斥候は 通常薄暮を利用して至短時間に神速機敏に標示することが緊要である。而して其の標示要領は、中隊の占領正面を敵陣地に平行せしむる如く各中隊長の位置等を標示し、且占領正面の中央附近に於て敵

方向を標示するを可とする。尙、突撃準備位置の捜索據點及破壞據點との關係を圖示すれば次の如くである。

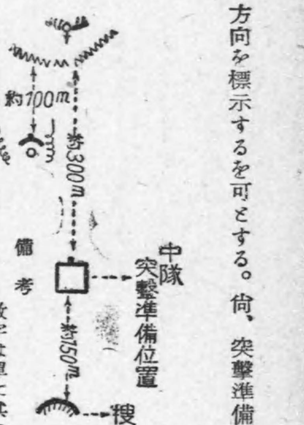

(2) **突撃準備位置に於ける中隊長の爲すべき事項**

突撃に關する諸準備は、爲し得る限り敵に遠き位置に於て整へ、突撃準備位置に到著後に於て爲すべき事項を出來るたけ減少し、以て敵前至近距離に於て長く停止することを避けなければならぬ。併しながら突撃準備位置に到著後にあらざれば實施し得ざる事項があるから、中隊長は此等の事項に對しても右に述べた趣旨に基き豫め著手の諸準備を完成し置き、到著後直ちに整然と遺漏なく迅速機敏に諸準備を完了することが緊要である。

突撃準備位置に於ける中隊長の爲すべき事項の主なるものを列記すれば次の如くである。

(イ) 前方に派遣しある部隊との連絡

(ロ) 突撃部署の確定

(ハ) 突撃發起後の戰鬪遂行要領の補足

(ニ) 陣内攻撃に於ける方向の維持

(ホ) 大隊長及隣接部隊との連絡標示

以下各項に就き若干の說明を加ふることとする

(イ) **前方に派遣しある部隊との連絡**

前方に派遣しある部隊とは多くの場合鐵條網破壞據點を占領しある部隊を謂ふのである。

中隊が突撃準備位置に到著すれば中隊長は直ちに破壞據點占領部隊と連絡し敵情、地形、特に障碍物破壞の狀況(若干、半壞、全壞等)、破壞口の數及位置等を明かにし、以て速かに突撃部署を確定し之を部下に徹底せしめ、諸準備を完了することになるのである。而して中隊と前方部隊との連絡は、通常前方部隊に於て連絡を確保し新に得たる敵情、障碍物破壞の景況等を逐次中隊に報告することになるのであるが、中隊長としては、速かに諸準備完了の趣旨に基き誘導將校等を派遣し、進んで連絡することが緊要である。尙此の際突撃實施に最も關係深き**破壞口と最前線に在る火點との距離及其の方向關係**を詳知するの著意を必要とする。

(ロ) **突撃部署の確定**

突撃の爲中隊を部署するには、**中隊一丸となり中隊の全力を擧げて射撃することなく突入し、一擧に所命の目標に進出し得る如く著意せねばならぬ。**併しながら夜間の攻撃に於ては中隊には豫備隊を設けないのが一般であるから、突進中敵の妨害を受けた場合の排撃或は所要の火點を奪取する等の爲に一部の(兵力排撃班の外に)を中隊長の手裡に掌握しあることが緊要である。

中隊突撃部署の一例上圖の如し

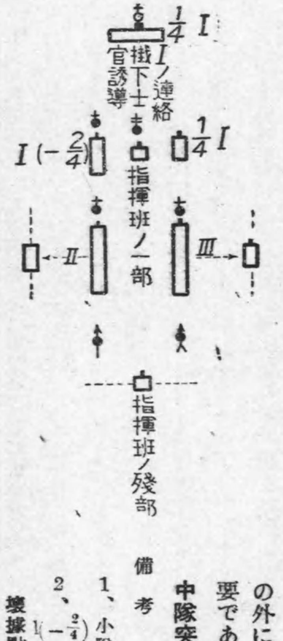

備考

1、小隊は分隊の一列縱隊を併列した隊形

2、(2/4)は敵の妨害排撃に任ずる部隊とす此の部隊は破壞據點の線に進出後隊列に入る

3、1/4(指揮班の右に位置する)は火點奪取に任ずる部隊とす

4、前方警戒に任ずる1/4は破壊口通過後は中隊長直接手裡に掌握する

5、前方警戒に任ずる部隊1/4、妨害排除部隊(1/4)及火點奪取部隊(1/4)は破壊口通過掩護の爲煙を準備しあるものとす

(ハ) 突撃發起後の戰鬪遂行要領の補足

夜間に於ては適時部隊を掌握部署することは至難である。從つて中隊長は突撃發起に方つては、其の後に於ける戰鬪遂行要領に關し所要の補足を加へ部下に之を十分に徹底せしめ、突撃發起後に於ける戰鬪行動に關し的確なる準據を與ふることが緊要である。而して此の際補足すべき事項としては、

(a) 破壊口通過掩護の爲の處置

(b) 中隊の全力を率ゐ一擧に所命の目標に進出する要領

(c) 敵の妨害排除竝に所要の火點奪取に關する動作

(d) 火點奪取の要領

(e) 敵に發見せられ照明、射撃を受けた場合に於ける彈力性ある突進の要領

(f) 陣内に於ける前進距離(自己の位置)の測定等である

(ニ) 陣内攻撃に於ける方向の維持

敵陣地内に於ける方向の維持は、極めて困難とする所である。從つて中隊長は方向維持の基準となるべき地形地物竝に各種標示の點檢、確認又は磁石、經路機等のの併用等特に周到なる準備を整へ陣内に於ける方向維持に遺憾なきを期せなければならぬ。(方向維持に關しては前條を參照せられたい)

(ホ) 大隊長及隣接部隊との連絡

豫め準備せる所に依つて機を失せず大隊長及隣接部隊と連絡を確保し、自己の狀態を報告通報すると共に大隊長爾後の企圖及隣接部隊の狀況を明かにすることに勉める。

(ヘ) 障碍物通過に對する處置

突撃に於て我の最も苦痛とする所は、破壊口通過の際に於ける敵重火器及側防火器に依る猛射竝に出撃に依る妨害等である。

從つて中隊長としては**突撃發起に方つては斯る狀況に對する掩護處置**を豫め講じて置かねばならぬのである。而して其の掩護處置としては

(イ) 煙の準備

(ロ) 破壊口の確保

等である。

(ロ)の破壊口確保の爲には、一部隊を破壊口の直前に潜進せしめ、以て我が突撃を妨害する火器若くは出撃部隊に猛射を加へ之を制壓せしむることになるのである。

敵は又一度開設した破壊口に對し移動障碍物若くは其の他の材料を以て之を閉塞するの手段に出づることあるを以て、斯る場合に處する準備として除去作業若くは掩覆通過等の處置を講じ置くこと

が必要である。

通過掩護處置の一例前圖の如し

第百二十六(279)

新　夜間ニ於ケル中隊ノ攻撃隊形ハ狀況ニ依リ異ナルモ指揮掌握確實ニシテ白兵ノ威力ヲ發揮スルニ適シ且成ルベク運動容易ナルヲ要ス又損害ノ減少ヲモ考慮ス

草　夜間ニ於ケル中隊ノ攻撃隊形ハ……損害ヲ減少シ得ルコトモ顧慮スルコト必要ナリ……時トシテ中隊ヲ第一線ト豫備隊トニ區分スルコトアリ此際中隊長ハ豫メ豫備隊ニ所要ノ命令ヲ與フルモノトス豫備隊ノ用途ハ不時ノ事變ニ備ヘ且中隊突撃ノ奏功ヲ確實ナラシムルニ在リ

設明　本條は夜間に於ける**中隊の攻撃隊形選定上著意すべき要項**に關し記述せられたもので、草案の趣旨と何等の變化を認めないのであるが、唯新操典に於ては**中隊は全力突撃主義に徹底し豫備隊を設けざる主義を採用**せられたる結果、草案の第二、第三項即ち豫備隊に關する事項は削除せらるゝことゝなつた。

㈠　夜間に於ける攻撃隊形に就て

夜間に於ける中隊の攻撃隊形を選定するには、夜間に於ける各種の狀況即ち敵情、敵陣地の狀態、地形、明暗の度等を考慮すべきことは當然である。例へば晝間の遭遇戰のまゝ夜に入り全く工事に據らない薄弱なる敵線を攻撃する場合もあれば、相當堅固なる陣地に據る敵を攻撃する爲障碍物を破壞し其の破壞口を通過して縱深大なる工事に據る敵線を突破しなければならぬ場合もある。又、地形に就て考ふれば、手の背の如き高地の稜線部を攻撃する場合もあれば平坦砥の如き地形に於ける敵陣地を攻撃する場合もある。而して又滿月の夜に於て晝間に近い攻撃可能の場合もあれば暗黑咫尺を辨ぜざる暗夜に於て奇襲する場合もある。斯くの如き多種多樣の狀況に於ては一定方式の

隊形に限定し得ざることは勿論である。從つて操典は隊形選定上の要件を明示し狀況に適合する隊形の選定は一に指揮官の能力に一任せらるゝことに定められたのである。

(1)　指揮掌握の確實

(2)　白兵威力の最大發揮

(3)　運動の容易

(4)　損害減少

等を十分に檢討し、最も適切なる隊形を選定することになるのである。而して實戰の經驗に依れば、右の諸要件を比較的具備した隊形は、**併立縱隊**である。從つて支那事變に於ても多くの場合併立縱隊を基本とし之に創意工夫を加へられた諸種の隊形が用ひられて居るのである。

㈡　豫備隊の要否に就て

夜間に於ては、其の特性上隊形も亦單純なるを尙ぶ。而して實際に於ても中隊獨立して攻撃する場合等に於ては極めて稀に豫備隊の必要を感ずることもあらうが、中隊は中隊長が先頭に立ち密集した隊形を以て突入するのであるから、其の他に於ては全く其の必要を認めないのである。從つて新操典は**全力突入主義に徹底**し豫備隊を設けざることとせられたのである

第二百十七(283)(286)

新　突撃ニ方リ中隊長ハ先頭ニ立チ通常**中隊ノ全力ヲ率キ**確實ニ部下ヲ掌握シ**地形ヲ利用シ要スレバ匍匐シ極力企圖ヲ祕匿シテ近迫シ所要ニ應ジ射撃スルコトナク突入シ一擧ニ所命ノ目標ニ進出スベシ此ノ際所要ニ應ジ一部ヲシテ敵ノ妨害ヲ排撃シ或ハ所要ノ火點ヲ奪取セシム**

至近距離ニ於テ熾盛ナル敵火ヲ受クルニ方リ**直チニ突進スベキヤ若クハ地形ヲ利用シ或ハ匍匐シテ更ニ近迫シ突入スベキヤ狀況ニ依ル**

火點ノ奪取ニ方リテハ敵ノ不意ニ出デ爲シ得ル限リ其ノ側背ヨリ突入スルヲ利トス此ノ際巧ニ敵ヲ欺騙スルヲ可トスルコトアリ

中隊所命ノ目標ヲ奪取スルニ方リ地形及敵ノ配備ニ依リ先ヅ一部ヲ以テ之ヲ奪取セシメ主力ヲ以テ確保スルヲ利トスルコトアリ

夜間攻撃ニ於テハ友軍ノ相撃ヲ避クルニ注意スルヲ要ス

草　略ス

說明　**本條は突撃、陣内の攻撃要領及所命目標の奪取に關し記述せられたもので、草案の分散記述を一條に一括せられ、且一層的確に且具體的に必要事項を明示せられた。改正增補の要點を摘記すれば次の如くである。**

㈠　**中隊は全力突入主義に徹底し「通常自ラ中隊ノ全力ヲ率キ」と增補せらる。**

㈡　夜間攻撃に於ては**企圖の祕匿及損害の減少**は、支那事變の體驗に鑑み其の必要益〻增大せるを以て、之に關する所要事項を增補せらる。

㈢　**中隊突入後は一擧所命の目標に進出するを本旨とし**、此の間に於ける敵の進出妨害に對しては一部を以て之を排撃し、又所要の火點奪取に對しては所謂火點奪取部隊を出して之を奪取すべき趣旨を明示せらる。

㈣　突撃前至近距離に於て或は敵陣内に於て**照明若くは熾盛なる射撃を受けたる場合の對策を重視し**、且支那事變の教訓に鑑み、其の戰況を限定することなく戰場に於ける實相に適應する如く**其の戰法に彈力性を附與**せられた。從つて草案に明示せられてあつた、

㈠　突入前敵に發覺せられた場合に於ては遲疑することなく突撃を斷行する件

㈡　敵の照明射撃等を受くるも停止することなく一意神速果敢なる前進を强行する件

は、あまりに限定的であつて、戰場の實相に適應せないので、新操典より削除せらるゝことゝなつた。

㈢　**新に火點奪取の要領を增補**せらる。而して火點奪取に方つては、敵の不意に出で特に對手榴彈戰を顧慮し**勉めて其の側背より突入**すべきことを强調せらるゝと共に、**欺騙に關する著意**を增補せられた。

㈣　事變の教訓に鑑み、地形及敵の配備に依つては所命の目標奪取に方つて**最初から過大の兵力を投入することは徒らに混雜を惹起し陣地の確保に支障を來す**の不利なる場合あるを以て、此の趣旨を增補せられた。

㈤　**友軍相撃を避くるは**、夜間に於ては重要なことであるから、特に注意を喚起せられた。

Ⅰ　突撃一般の要領

突撃一般の要領は、本條第一項に明示しある如く、中隊長は常に先頭に立つて**中隊の全力を率ゐ**確實に部下を掌握し、地形を利用し要すれば匍匐し以て極力企圖を祕匿して敵に近迫し、射撃することなく突入し、一擧に所命の目標に進出するに在る。而して此の際所要に應じて一部をして敵の妨害を排撃し或は所要の火點を奪取せしむることになるのである。尙本項に於ける改正增補の要點に就き若干の說明を加ふることとする。

一、中隊全力突入主義に就て

夜間に於ては其の特性上巧妙なる行動は動もすれば混亂に陷り錯誤を生じ易いものであるから、單一なるを尙ぶ。殊に中隊は中隊長を核心とする志氣結合の基礎であつて、其の團結の威力は夜間の突撃に於て最も良く發揮せられなければならぬのである。斯る觀點に於て支那事變の教訓に鑑み新操典は**斷乎殘備隊を設けざるの趣旨を採用し**、中隊は中隊長を先頭にし中隊の全力を擧げて一丸となり射撃することなく突入し、一擧に所命の目標に進出

するの主義に徹底せらるゝことになつたのである。

二、**企圖の祕匿に就て**(第二百十の說明參照)

夜間に於ける企圖の祕匿の重要性に就ては、既に述べた所であるから、玆には省略するが、突擊に於て不用意にも九仞の功を一簣に虧くが如きことは絕對にあつてはならない。殊に夜間の突擊に於ては、**急襲を以て奏功の第一要件**となすのであるから、新操典は特に突擊に於ける企圖祕匿に關し增補せられ、其の重要性を强調せらるゝに至つたのである(極力なる字句を含味せられたい)。新操典は**企圖祕匿の手段**として**地形の利用と匍匐の利用**を强調して居る。之は支那事變の體驗に基くものであつて、其の戰例を左に述べて見よう。

夜間我が企圖を祕匿し敵を背後より不意に急襲し之を殲滅したる戰例(高岑附近の戰鬪)

歩兵A部隊長は部下の第二中隊に十月二十七日(昭和十五年)黎明を期し敵の前進陣地たる高岑附近の敵を背後より不意に急襲し之を捕捉殲滅し一擧に敵陣地諸施設を覆滅毀却し、情報資料を蒐集すると共に爾後一部隊を以て一時高岑附近の要點を確保し、次期作戰の爲有力なる據點たらしめんが爲之が實施を命ぜられたのである。(之が實施の爲には十月十八日以來周到綿密なる計畫の下に連續晝夜に亙り準備に專念して居つたのである)

十月二十七日夜第二中隊は、全匍匐を以て高岑牛を出發し途中雜草濕地に阻まれつゝも「〇一三〇」漸く高岑鞍部に達し、更に一進一止急坂地隙に妨げられつゝ益〻繁茂せる雜草の中を潛り滿身注意の一塊となり全く企圖を祕匿して敵線を突破し遂に豫定地點たる高岑南側に潛入し、敵に察知せらるゝことなく陣地の背後に進入し得たのである。

「〇四〇〇」中隊は所定の部署に基き態勢を整へ再び匍匐を以て攻擊前進を開始し、「〇五三〇」遂に敵の背後實に三十米の至近距離に達することが出來た。然るに敵は全く我が企圖を察知せる氣配もなく、息詰る緊張裡に唯聞

くは山鳩の啼聲、犬の遠吠のみである。而も高岑頂上には敵歩哨ら呆然として漸く出づる月光を背に動哨しつゝある。休憩所には時々敵の談話すら聞える。

斯くて敵陣指呼の間に銃把を握り突入の期を待つこと久しく、漸くにして突擊時「〇六〇〇」滿を持したる隊長の軍刀一閃、敵陣及休息所に包圍突入した。

背後よりの不意なる急襲は敵をして全く爲すところなからしめ、周章狼狽する中を一擧に剌殺或は捕獲し、「〇六〇二」目的地たる高岑を完全に奪取確保し天明既に到る處旭旗翩翻たるを見た。

右の戰例に見るに、第二中隊は最も行動困難なる雜草繁茂地や濕地或は急坂地隙等を求めて利用し而も全進路を匍匐を以て突破し、全く企圖を祕匿し急襲に見事に成功し、師團長より賞詞を受くるの光榮に浴したのである。之に依つて見るも、地形及匍匐の適切なる利用は、企圖の祕匿に如何に重大なる效果を齎すものであることを察知することが出來るであらう。

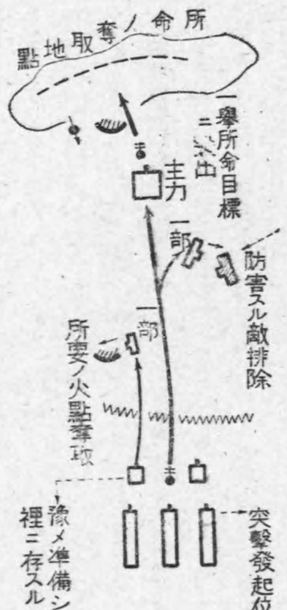

三、**所命目標に對する進出**

中隊敵陣に突入せば**一擧所命の目標に進出するを主眼**とし、途中に於ける敵の妨害及所要の火點等に對しては、一部隊を準備し之を以て排擊又は奪取せしむるの趣旨を明確にせられる。

所命目標に進出の要領を圖示すれば前頁要圖の如くである。

Ⅱ　至近距離に於て熾盛なる敵火を受けし場合の動作に就て

至近距離に於て熾盛なる敵火を受けた場合に於て草案に於ては停止することなく一意神速果敢に前進を強行することを要求せられてあつたのであるが、斯る戰法はあまりに限定的であつて、戰場の實相に適應せないので、新操典に於ては、之に彈力性を附與し、直ちに突進すべきや若くは地形を利用し或は匍匐して更に敵に近迫し然る後に突入すべきやは、一に狀況に依つて決定することに改正せられたのである。卽ち突入距離に近迫した後に於て射撃を受けた場合に於ては、躊躇することなく神速果敢に突入を敢行すべきであるが、未だ突撃を實施すべき距離に達して居らない場合に於ては、縱ひ熾盛なる敵火を受けても、隱忍自重し、地形地物の利用、匍匐の適用等有ゆる手段を講じて極力敵眼、敵火を避けて敵に近迫して**態勢の優越を占め、然る後に自信のある突撃を敢行**することになるのである。

Ⅲ　火點奪取の要領に就て

火點奪取要領は新操典に於て新に設けられた條項(第三項)である、而して火點奪取の要領は、**敵の不意に出て特に敵の手榴彈戰に對し爲し得る限り其の側背から突入するに在る。**尙此の際勉めて敵を欺騙するの手段を講ずるを可とする。張鼓峯事件の教訓に鑑みるに次の如く敎へて居るのである。

(一)　突入方向の選定

突撃發起は、敵手榴彈投擲距離外より成るべく敵の不意に乘じて側背に向ひ突入するを可とすること勿論である。

蘇軍は陣地前五十米附近に近迫せるとき指揮官の號令に依り一齊に投擲を爲すを以て特に正面攻撃を避くるを要する。

(二)　突入地點の選定

地形の關係上敵前至近距離に於て停止せざるべからざるが如き地點に突入方向を選定せざること、縱ひ之が敵の死角と思はるゝ場合に於てもさうである。之を要するに敵陣地の側背は、弱點を成形するのみならず敵の手榴彈に對し其の投擲方向を制限し得ること多きを以て、突撃に方つては敵の側背に向ひ突入するを可とすとは張鼓峯事件の敎訓に明示しある所である。

(三)　突入方向選定に關する戰例

(1)　正面突撃の困難なりし戰例

七月三十一日某大隊は張鼓峯東突角方向より夜襲せんとせしに、各種火力特に手榴彈た依り抗戰せられ、豫想外の損害を被つた。伊藤隊(同時豫備隊たり)は、第一線に增加せられ、第一回は敵の猛烈なる手榴彈、擲彈銃、重機等の射撃の爲突撃不可能に陷つたけれども、遂に擲彈筒の猛射を浴せ間髮を入れず敢然突撃を敢行し該高地を占領するに至つた。

(2)　夜間攻撃に於て敵前火力の死角內に停止し手榴彈に依り損害を被りたる戰例

張鼓峯事件に於て七月三十日張鼓峯夜襲に任ぜし部隊は、敵陣地前に於て火力に依る猛射を受け直ちに附近斷崖に遮蔽する如く停止せるに、猛烈なる手榴彈の投擲に遭ひ多數の死傷者を出した。

(3)　火點の側とより突入し投擲の機を與へざりし例

沙草峯事件の緖戰に於て、神田隊は火力を以て正面より牽制し主力を以て敵の側背より突入し遂に投擲の機

を與へず之を殲滅した。

右の教訓戰例に依るも、**側背突入の如何に有利**なるものであるかを察知することが出來るであらう。而して敵の不意に乘じ側背に突入する爲には巧に敵を欺騙することが緊要である。**敵を欺騙するの手段**は、當時の狀況に應じ創意工夫すべきものであつて、一定の方式を示すことは出來ないが、一例を示せば、突入方向と反對の方向に煙、僞兵、火光等を使用し、或は小部隊、斥候等を行動せしめ、以て該方面に敵を誘致せしむるが如き各種の手段がある。併し何れの場合に在つても妥りに欺騙を行つたり或は欺騙の爲巧妙複雜なる手段を用ゆることは、我が企圖を暴露するの因となり、突入實施をして齟齬混亂に陷らしむるの虞があるから、特に注意を要すること勿論である。

Ⅵ　**所命の目標奪取に於て先づ一部を以て之を奪取せしめ主力を以て確保するを利とする場合**

本項も亦新操典に於て新に增補せられたものである。支那事變の體驗に鑑み、地形及敵の配備の關係上當初から**中隊の全力を以て突入すれば却つて混亂錯誤を惹起し**、陣地の確保に支障を來すの不利なる場合があるので、特に本項を新設せらるゝに至つたのである。併しながら中隊は飽くまでも中隊長を先頭とする全力突入を主義として居るのであるから、本項に藉口して**中隊長の先頭主義**を忘却するが如きことがあつてはならぬ。

本項に關する一、二の例を擧ぐれば次の如くである。

㈠　奪取すべき目標に在る敵の兵力小であつて之が奪取の爲大なる兵力を使用するの要なく而も大なる兵力を以てせば他方面よりする敵の射撃の爲に却つて損害を受くる虞ある場合

說　明

A の敵は僅少であるが突入時C、D 方向から集中火を受くるの虞がある。

㈡　突入の爲一部を以て利用し得べき有利なる地物ある場合

說　明

地隊を利用すれば敵の側背を急襲し得るも該地隊は狹小であつて中隊の全力を行動せしむる餘地がない。

備考　右二つの圖例は「歩兵教練の參考」より拔萃す

新　中隊長ハ所命ノ目標ヲ奪取セバ速カニ秩序ヲ恢復シ直チニ敵情、地形ヲ捜索スルト共ニ大隊長及隣接部隊トノ連絡ヲ確保シ**中隊ヲ部署シテ至近距離ニ火力ヲ準備シ所要ノ工事ヲ行ヒ警戒ヲ厳ニシ**敵ノ逆襲ニ備ヘ且爾後ノ行動ヲ準備ス

草　略ス

說明　本條は**所命目標奪取後に於ける中隊の陣地確保**に關し記述せられたものであるが、新操典に於ては事變の教訓に鑑み

敵陣地奪取後に於ける敵の逆襲等を顧慮し、速かに之に對する準備を完了するの要增大したので、對逆襲準備として、特に

一、**迅速なる中隊の部署に關する件**

二、**占領地を堅固に確保する件**（至近距離に對する射撃準備、工事の實施、至嚴なる警戒配置等）

を新に增補せられたのである。「所命目標奪取後に於ける中隊の陣地確保の要領」を列記すると、大體次の如くになる。

㈠　秩序の恢復

㈡　敵情、地形の捜索

㈢　大隊長及隣接部隊との連絡

㈣　對逆襲準備

㈤　對逆襲動作

㈥　爾後の行動準備

㈦　殘敵掃蕩

以下右各項に就き說明を加ふることとする。

㈠　**秩序恢復**

中隊が敵線奪取の直後に於ては一時混亂の狀を呈することは、夜間に於ては免れ得ざることである。殊に頑强なる抵抗を受けたる場合に於ては、其の混亂は一層甚だしいものである。而して**敵は我が突入直後の混亂に乘じ逆襲し來ること**が多いのであるから、此の際中隊は一時停止して速かに秩序を恢復することに勉めなければならない。

突入直後の混亂を防止し秩序の恢復を最も迅速ならしむる爲には、中隊長は事前に於ける準備を周到ならしむることが緊要である。卽ち中隊長は勉めて晝間に於て各小隊長及指揮班長を集め、現地に就き、爲し得る限り綿密詳細に突入後の各小隊の行動に關し命令し、且中小隊相互間の連絡に關する事項を規定する等各種の手段を講じ、以て突入直後直ちに部下の狀態を明かにして之を確實に掌握するの處置に遺憾なからしめねばならぬ。而して此の際に於ては小、分隊長は勿論一兵に至る迄進んで其の指揮官の掌握下に入らんとするの熱意の旺盛なることが特に緊要である。

秩序恢復上中隊長以下各級幹部の著意すべき事項を述ぶれば、次の如くである。

(1)　**中隊長**

(イ)　中隊長は速かに其の位置を明確にし且安りに移動せざることが肝要である。中隊長の位置を明確ならしむる爲には、位置標示燈等を利用し得れば好都合である。

㈡ 指揮班を活用して速かに各小隊を掌握し要すれば自ら各小隊を巡視して其の配置を點檢すると共に、所要の指示を與へ、陣地確保に遺憾なからしむることが緊要である。

(2) **小隊長**

(イ) 小隊長も亦中隊長と同樣速かに其の位置を明確にし、妄りに移動せざること且要すれば位置標示燈を利用するを可とする。

(ロ) 各分隊を配置に就かしむるには、各分隊に方向と距離とを示して其の位置に就かしむるか、或は小隊長自ら小隊(所要の分隊)を率る重要なる方面より逐次に配置するを可とする。

分隊の配置は、時間をかけ完全を期するよりも先づ拙速を厭はず處置し、而して逐次修正するの主義を採用するを可とする。

(ハ) 連絡掛下士官(傳令)を活用して速かに中隊長に地點奪取の狀況を報告すると共に、積極的に連絡を確保する。

(3) **分隊長**

(イ) 速かに分隊を集結して自ら小隊長に連絡するを要する。集合の際動もすれば喧噪に陷り敵に逆襲の好機を與ふることになるから、特に靜肅に留意することが緊要である。

(ロ) 小隊長の指示に從ひ迅速に配置に就くことが特に緊要である。

㈢ **敵情、地形の捜索**

(1) **突入直後派遣する斥候**

中隊敵陣に突入せば直ちに敗退せる敵に尾して斥候を派遣し敵情及後方陣地の狀態等を捜索せしめ以て速かに

敵の逆襲企圖を察知することが肝要である。

此の斥候は派遣の時機が最も大切なのであるから、突入前より豫め準備し置き、中隊長は其の側近に確實に掌握して居つて、敵の退却を見るや機を失することなく派遣し得なければならない。

(2) **奪取地點確保後派遣する斥候**

中隊奪取地點を確保せば中隊長は更に所要の斥候を派遣して前方、側方等至近距離の敵情、地形を捜索し、殘敵の狀況を偵知することが緊要である。此の際至近距離に在る蔭蔽地、凹地、地隙、死角等は往々殘敵の隱家たるを以て、特に注意して捜索するの要がある。尙各小隊に捜索區域を指示して小隊毎に至近距離の捜索に任ぜしめ、捜索の周密を期することが肝要である。

㈣ **中隊長、大隊長及隣接部隊との連絡**

(1) **要旨**

(イ) 突入直後速かに連絡を確保することは最も困難とする所である。從つて連絡に關する事項は周密に規定し且連絡に要する資材等を豫め準備し置き、規定の徹底、資材の用法等に關し遺憾なきを期せねばならぬ。而して夜間の連絡に於ては、巧妙なる方法を避け簡單なる記號、傳令、視號等を併用し連絡の確實を期することが緊要である。

(ロ) 連絡は中隊指揮班の專任する所である。故に指揮班長以下夜間に於ける各種の困難を身を以て克服し、以て連絡の絶對確保に勉めなければならない。

(2) **中隊突入及地點確保時に於ける指揮班長以下の行動**

(イ) **指揮班長**

(a) 突入前に於て豫め大隊、隣接中隊、中隊内各小隊等との連絡者を部署し置く。
(b) 中隊長の位置標示。
(c) 各連絡の確否を點檢。

(ロ) 分課下士官

(a) 曹長は大隊本部に在つて中隊の突入、敵陣地奪取、陣地確保等に關し機を失せず大隊長に報告する。之が爲には六號無線、軍犬等と確實に連絡しあることが緊要である。
(b) 連絡係　中隊所命の陣地を奪取するや直ちに之を記號(豫め規定しあり)に依つて大隊長に報告し且連絡に任する傳令を掌握し各小隊との連絡を確保する。
(c) 兵器係　彈藥小隊との連絡に專任し、要すれば之が誘導に任する。
(d) 瓦斯係　突擊の爲前進する小隊あるときは、直ちに所要の兵を指揮して連絡の標示に任じ爾後之との連絡に任する。
(e) 給養係　隣接中隊との連絡に專任する。連絡確保後は要すれば自動砲、馬匹等との連絡誘導に任する。
(f) 衞生係　各小隊の負傷者の有無を速かに調査し之を中隊長に報告する。重傷者は大隊本部軍醫と連絡し之を處置する。

(ハ) 兵

(a) 傳令　常に連絡係の掌握に入ることに勉め積極的に所命の如くに行動すること。
(b) 衞生兵　衞生係下士官との連絡を密にし各小隊負傷者の狀況を速かに詳知し之が處置に任すること。

突入直後の中隊連絡關係の一例

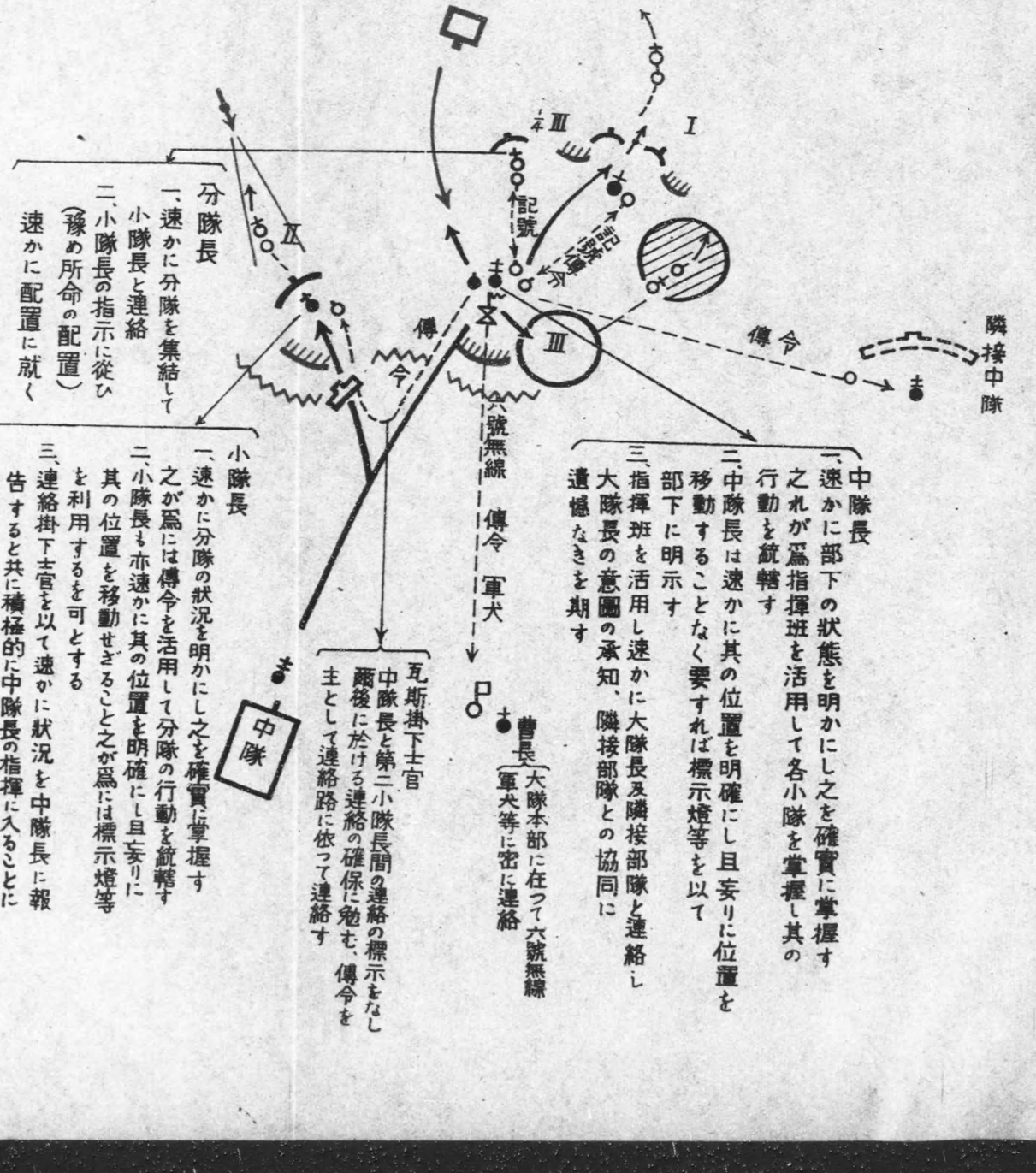

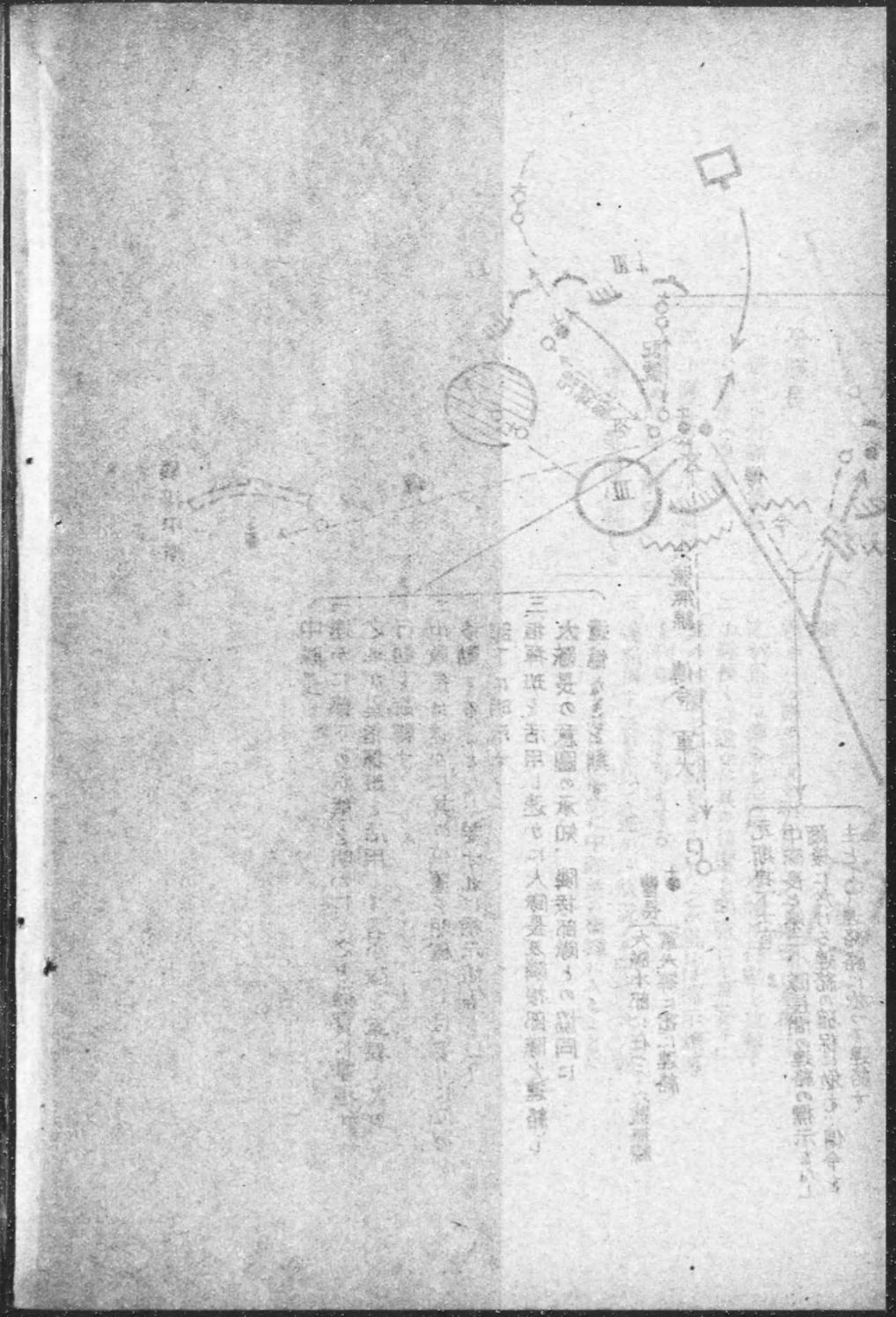

・別紙要圖の如し

(四) **對逆襲準備**

(1) **中隊の部署**

中隊突入せば敵の强力なる反撃あるを考慮し先づ**奪取地點の確保を第一義**として中隊を部署しなければならぬ（夜間の攻撃は多くの場合は敵其のものを目標とするものでなく地點の奪取を目的とするものである）。而して**中隊部署の要訣**は、速かに態勢を整へ工事を實施し防禦組織竝に對戰車組織を構成するに在る。若し態勢の整理全からず又は工事の施設不十分のまゝ拂曉に至るが如きことがあつたならば、敵の火力特に戰車攻撃に對し危殆に陷るものなることを深く認識しあらねばならぬ（張鼓峯事件の教訓）。陣地確保に關する中隊の部署は、夜襲出發前豫め命ずることになるのであるが、敵陣地内部の狀況は事前に詳かにすることが困難であるから、突入の各小隊は**中隊長の命令を基礎とし機宜に適する獨斷**を最も必要とするのである。而して此の際更に各小隊は相互の協同、連絡竝に中隊長に對する積極的連絡を忘れてはならない。

尙中隊長としては、奪取を確認するや、速かに狀況を判斷し、現地の地形に應する如く**各小隊に細部の指示**を與ふることが緊要である。之が爲通常中隊長は自ら小隊を誘導して逐次配置に就かしめ以て錯誤を防止することになるであらう。

(2) **火力準備**

(イ) 要　則

夜間陣地確保の爲の火力は、**至近距離に威力を發揚し得る如く準備するを原則**とする。何故なれば、夜間に於ては、暗黑の爲我が視界を遮らるゝばかりでなく、火器の威力も亦著しく短縮せらるゝからである。而し

て其の射撃方向は、前述の射撃威力の短縮と友軍相撃ちの危険を避くるの顧慮上、勢ひ**正面射を主とする**ことになるのである。但し大隊が二線の攻撃部隊を設けた場合に於ては、第一線攻撃部隊は、超越部隊に危害を與ふるの危険を避くる爲、射撃準備を行はないのが通常である。即ち歩操第五百五十一に次の如く明示してあるのである。

第一線攻撃部隊ハ超越セル第二線攻撃部隊トノ連絡ヲ確保シ錯誤ヲ生ゼシメザルヲ要ス而シテ敵ノ逆襲ヲ受ケタルトキト雖モ射撃ヲ行フハ超越セル部隊ニ危害ヲ及サザルヲ確認シ得ル場合ニ限ル

附記　右の趣旨に從つて中隊の火力準備を爲す場合は、中隊獨立して攻撃した場合、大隊内に在つて攻撃する場合に於ては第一線中隊(二線の攻撃部隊を設けざる場合)たる場合及第二線攻撃部隊(二線の攻撃部隊を設けたる場合)として攻撃した場合等である。

尙夜間に於ける火力準備の參考として歩兵學校に於て實驗の結果の發表を併記して置く。

二線の攻撃部隊を設けざる場合に於ける第一線中隊及二線の攻撃部隊を設くる際に於ける第二線攻撃部隊の敵陣地奪取直後の中隊部署上の特性如何

判　決

1、兵の間隔は掌握を害せざる程度に離隔す

2、分隊間は適宜之を離隔す

3、小隊内各分隊の配置は狀況特に地形に依り著しく差異あるも翼側を依托せられある小隊等は分隊を梯次に配置し各分隊の射向は概ね正面

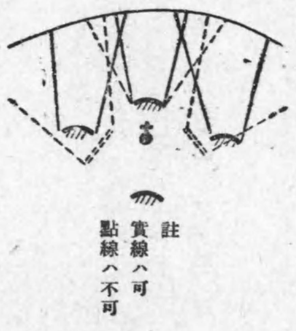

射となし以て獨立性を保持し且友軍相撃ちを避くるを得ば有利なり例へば圖示の如し

4、小隊相互は掌握を脫せざる限り勉めて離隔するものとす

(ロ)　裝填の時機

歩操第二百十に明示せられてある通り、夜間の攻撃に在つては裝填を禁ぜられてあるのであるから、突入時に於ては裝填して居らぬのが一般である。從つて火力準備に際しては裝填を命ぜなければならない。操して其の時機は中隊長が命することになるのである(分小隊長が勝手に命するのは裝填を禁止せられた而典の趣旨上適當でない)。

裝填の時機は、通常工事著手に方つて所要の小隊に命することになるであらう。

(ハ)　注意すべき事項

夜間の火力準備に於て特に注意せなければならぬことは、夜間の特性に鑑み勉めて部隊を集結し指揮掌握を確實にし、以て白兵戰を有効に實施し得るの著意である。

附記

第一線攻撃部隊、第二線攻撃部隊と云ふ字句が出て來たのであるから、之に關し若干說明を附記して置く。

大隊の夜間攻撃に於ては、敵陣地を奪取し且之を確保する爲に**大隊の兵力を二線の攻撃部隊と豫備隊とに區分**せらるゝ場合が多いのである。而して二線の攻撃部隊を設くる場合に關しては「操典第五百四十」に次の如く明示してある。卽ち

夜間攻撃ノ爲大隊ハ通常第一線ト豫備隊トニ區分ス而シテ縱深深ク敵陣地ヲ奪取セントスルトキハ二

線ノ攻撃部隊ヲ設クル コト少カラズ此ノ場合ニ於テモ所要ニ應ジ豫備隊ヲ設ク
とある。

縦深深く敵陣地を奪取せんとする場合に於ては、通常二線の攻撃部隊を設くることになるのである。**玆に縦深深く**とは如何なる意味かと云ふに、之は大隊の攻撃目標の縦深が、單に敵の第一線陣地に止らず更に其の後方大隊防禦區の後端附近(少くとも晝間に於ける敵重火器地帶)迄達する場合を謂ふのである。

二線の攻撃部隊を設けた場合の大隊の攻撃要領(敵陣地奪取要領)に關しては「歩操第五百五十」に次の如く明示せられてある。

二線ノ攻撃部隊ヲ設クル場合ニ於ケル兩攻撃部隊ノ兵力ハ特ニ奪取セントスル陣地ノ縦深、其ノ狀態等ヲ考慮シテ定ム

大隊長ハ第一線攻撃部隊ヲシテ突破ニ必要ナル第一線陣地ヲ先ヅ奪取セシム其ノ奪取スベキ正面ハ地形特ニ敵陣地ノ火制範圍ヲ考慮シテ定ム

大隊長ハ第一線攻撃部隊ノ奏功ヲ看取スルヤ自ラ第二線攻撃部隊、豫備隊ヲ指揮シ破壞班等ヲ先頭ニ準備シ第一線攻撃部隊ヲ超越シテ敵陣内ノ攻撃ニ移リ適時第二線攻撃部隊ニ突入ヲ命ジ所期ノ地點ヲ奪取セシム

卽ち大隊長は先づ第一線攻撃部隊を以て敵の第一線陣地を突破せしめ、其の奏功に乘じて大隊長自ら第二線攻撃部隊及豫備隊を指揮して第一線攻撃部隊を超越して敵陣地深く突入し、猛烈果敢に所命の地點に進出することになるのである。倘兩攻撃部隊の關係を明瞭ならしむる爲に圖例を示せば別紙の如くである。

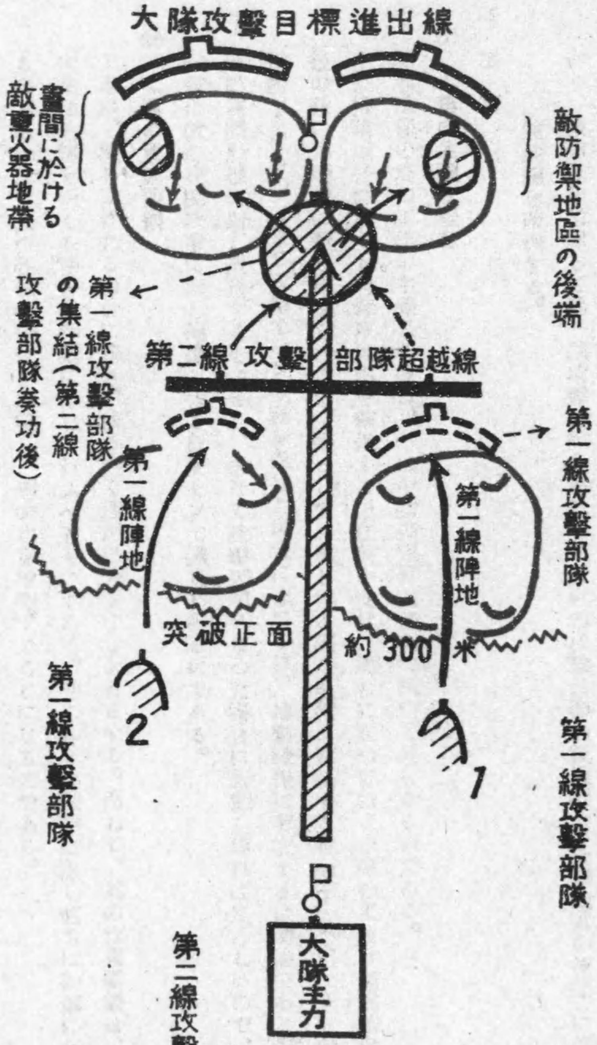

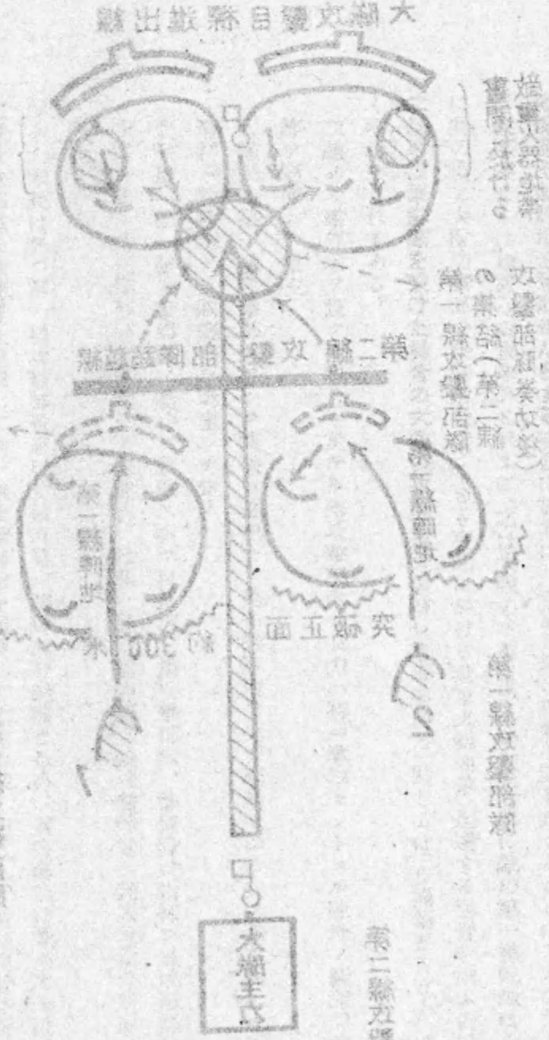

別紙要圖に於て大隊の攻撃目標が敵大隊防禦地區の後端なる場合は第一線攻撃部隊を以て先づ火點の存在する地域(概ね第一線陣地)を奪取せしめ、其の奏功を看取するや大隊長は自ら第二線攻撃部隊及豫備隊を指揮して第一線攻撃部隊を超越して大隊の攻撃目標の後端(大隊防禦地區の後端)に進出して該地線を確保する。

(3) **工　事**

(イ) **工事の主眼及程度**

陣地確保の爲の工事の主眼及程度は、一に中隊の受けた任務に依つて異なるものである。

中隊拂曉以後に於ても尙奪取地點を確保するの任務を受けた場合に在つては、中隊の工事は地點確保と天明後の敵の砲爆撃に對し掩護し得るを主眼として、爲し得る限り堅固に實施するを要する(少くも立射程度の掩體)も、黎明に乘じ攻撃すべき任務を受けた場合に在つては、地點確保に著意するは勿論であるが、特に敵の夜間射撃に對し掩護するを主とし、併せて攻撃天明となつた場合に對應し得れば良ろしいので、工事は一般に敵の夜間攻撃に對し掩護し得る程度を以て滿足し得るのである。

(ロ) **工事の實施要領**

工事は、豫め受けたる命令に基き、成るべく速かに著手するを可とする。而して、其の作業要領は、一般に作業間敵襲を受くる場合の作業に準じて行ふべきものである。卽ち各兵は敵襲に際し直ちに射撃に利用し得るの考慮を以て先づ各個の掩體を構築し、逐次之を增强することになるのである。

第一線中隊(二線の攻撃部隊等に在つては、自動火器の掩體は勿論小銃手擲彈筒手に至る迄全員工事を實施するを通常とするも、第一線攻撃部隊(二線の攻撃部隊を設けた場合)であ

つて而も第二線攻撃部隊奏功後に於ては大隊長の許に招致せらるゝの任務を受けて居る場合に在つては、其の工事は單に自動火器の掩體のみに止むることになるのが一般である。

(ハ) 工事實施上特に著意すべき事項

(a) 夜間至近距離に火力を準備する爲には、各火器の射向を地形に適合せしむることが特に緊要である。之が爲には、中(小)隊長は自ら前方の地形を偵察し或は斥候を使用し又は敵の照明時機等を利用して前方の地形を審かにすることに特に著意するの要がある。

(b) 第一線中隊及第二線攻撃部隊に屬する自動火器掩體の射向を決定するには、占領地確保に重點を指向すべきを主眼とし、又二線の攻撃部隊を設けたる場合に於ける第一線攻撃部隊に屬する自動火器の掩體に在つては、其の射向は第二線攻撃部隊に危害を與へざることを主眼として決定すべきものである。

(c) 各火器は、一般に側背に對し掩護し得る如く工事することが緊要である。僞裝を十分ならしむることが特に緊要である。

(d) 工事實施中は警戒を嚴にすると共に所要の地點に輕易なる障碍物(移動障碍物等を利用し得ば最も便利である)を利用して敵の手榴彈、逆襲等に對應し得る設備を講ずるを可とする。

附記 第一線中隊と第一線攻撃部隊の意義に就て

第一線中隊なる名稱は、二線の攻撃部隊を設くることなく單に大隊を第一線と豫備隊とに區分した場合に於ける第一線中隊の稱呼に用ひられるものであつて、**第一線攻撃部隊**なる名稱は、大隊が二線の攻撃部隊」を設けたる場合に於て第一線の中隊を「第二線攻撃部隊」に對して稱呼するときに用ひられるのである。操典を讀まるゝ際に此の區別を明かにせらるゝを要する。

(4) 警戒

奪取地點の確保に任ずる各小隊は、別命なく前方、側方要すれば後方に所要の警戒兵を配置し、敵に乘ぜざることが緊要である。之が爲小隊長は部下分隊に概略の線を指示して各分隊より其の正面至近距離に一乃至二組の歩哨を出して直接警戒に任ぜしむることになるのである。爾後中隊長は、各小隊に警戒擔任區域及警戒兵を配置すべき概略の線を示して警戒部署を統一することになる。

(ホ) 對逆襲動作

(1) 敵の逆襲に對しては、至近距離に各種火力(小銃、機關銃のみならず要すれば擲彈筒をも使用す)を發揚して敵を擊滅する。但し第一線攻撃部隊に在つては(二線の攻撃部隊を設けた場合)、通常射撃を行はず手榴彈及白兵を以て敵を擊滅することになる。

(2) 出撃に際しては、極力其の企圖を祕匿して行動し、不意に敵の側背に向つて逆襲して白兵を以て敵を擊滅することに勉める。此の際過早の出撃は深く戒めなければならない。

(3) 敵兵退却するも通常之を追撃することなく速かに舊位置に復歸する。支那事變の教訓に鑑みるに、敵は通常四、五十米附近に近迫して手榴彈を投擲するのみであつて、突入し來ることは稀である。故に隱忍して其の携行してゐる手榴彈を投擲し終るを待ちて突撃を敢行するの著意を必要とする。

(ヘ) 爾後の行動準備

(1) 爾後の行動は、一に中隊の受けたる任務に依つて異なるもので、一定の原則を揭げることは出來ない。例へば次の如くに異なるのである。

(イ) **第一線攻撃部隊に在つては、**第二線攻撃部隊奏功後大隊長から招致せらるゝのが通常であるから、斯かる場合に於ては、速かに大隊長と連絡を確保すると共に斥候、傳令の派遣、中隊の配置等一に迅速に中隊長の手裡に掌握し直ちに行動を開始し得るを主眼として決定しなければならない。又

(ロ) **奪取した陣地を天明以後迄確保**するの任務を受けた場合に於ては、遅くも黎明時迄に逐次晝間の配備に轉移し、或は疎開し所命の工事を完成して天明以後に於ける敵の熾烈なる砲爆撃に對し損害を減少する如く處置しなければならない。

(2) **夜間の配備から天明後の配備に轉移**するには、敵陣地奪取直後に構築した工事を巧に利用する如く工夫し、以て中隊の態勢に大なる變更を來さぬ様にして而も疎開の目的を達成する如く考慮することが特に緊要である。且又黎明時期を利用して夜間の掩體に改造補修を加へ、要すれば新に掩體を構築するの著意も亦必要である。

(3) **中隊の前方に在る要點**等は、機を失することなく遅くも黎明時迄には占領して所要の工事を行ひ、以て爾後の戰闘を有利ならしむるの著意が特に緊要である。

又此の趣旨に從つて狀況に依つては小隊、分隊等に在つても直前の稜線等は機を失せず偵察して占領することが緊要である。

(ヘ) **殘敵掃蕩**

捜索の結果附近に殘存する敵を發見せば中隊長は速かに一部を以て之を掃蕩するを要する。

大隊が二線の攻撃部隊を設けたる場合に於ては、第一線攻撃部隊たる中隊は第二線攻撃部隊通過の爲に先づ速かに附近の殘敵を掃蕩するの著意を必要とする。

突入後中隊の奪取地點陣地確保の一例

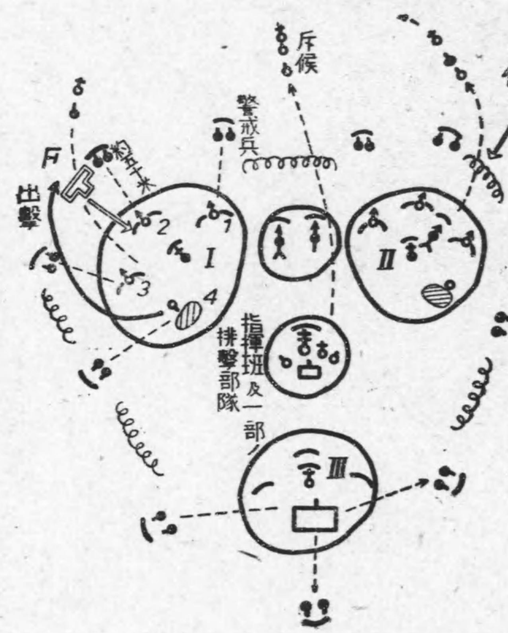

陣地確保の主眼

一、突入後迅速靜肅なる秩序の恢復
二、敗敵に尾する斥候の派遣
三、報告、連絡
四、機敏的確なる部署の完了
五、警戒

對逆襲の主眼

一、過早の出撃を戒む
二、出撃に際しては極力企圖を祕匿し不意に敵の側背より突入す

昭和十七年十一月廿五日印刷
昭和十七年十二月 十日發行（一、〇〇〇部發行）

初級幹部研究用
歩兵操典詳說 第二卷

定價 金壹圓五拾錢

認承協文出
號340012ア

編輯發行兼印刷者
東京市麹町區六番町十一番地
前田岩太郎

印刷所
東京市芝區愛宕町二丁目十四番地
愛宕印刷株式會社
（東東一二五）

發行所
東京市麹町區六番町十一番地
干城堂
電話九段一三八三番
振替口座東京一六九八五番
（出版文化協會員 一〇六〇五三番）

配給元
東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

426
111